

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

○ 都筑区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステム推進に向けて

1. 地域包括ケアシステムの推進

1 統合的なサポート体制

- ・医療、介護、福祉が一体となって、住民の自立した生活を支援するために、各サービスの縦割りをなくし、連携を強化します。様々な会議や分科会、事業を通じて関係者間で迅速に適切な情報を共有し、課題解決に向けて連携して取り組みます。

2 誰もが安心して生活できる地域づくり

- ・地域内のバリアフリー化や、緊急時対応についての検討や強化を行い、誰もが安全に暮らせる環境作りを支援します。
- ・地域住民一人ひとりが地域（社会）から孤立することなく、必要な情報を得て、必要なサービスが受けられるよう、情報発信の多様化と関係各所との連携を強化します。

3 地域課題・ニーズの抽出

- ・地域活動や地域団体が開催する会議やイベントへ積極的に参加し、地域が抱える課題抽出に努めます。
- ・地域課題やニーズを理解し、関係団体や関係機関と連携し、新たなサービスの検討や創出に取り組みます。

4 地域資源の有効活用

- ・地域に存在する医療、介護、福祉サービスやインフォーマルサービスなどそれらのサービスがどのように活用できるかを把握します。

5 地域住民主体の取り組みへの支援

- ・地域住民主体の取り組みが次世代へ継承され、末永く継続ができるように支援します。

(地域福祉の普及・啓発活動)

- ・地域での取り組みやその重要性についてSNSを活用して情報提供や地域住民が参加しやすい講座やイベントを開催し、地域福祉への意識向上や、住民同士の交流を促進し、地域内での助け合いの意識を高めます。

(担い手の育成)

- ・特に若者世代や子育て世代など、次世代を担う人材への情報提供や、事業やイベントを通じ、地域との交流機会を増やし、地域への理解を深めます。

- ・特技や趣味、隙間時間を活用したボランティア活動など、負担感が少なく気軽に活動へ参加できるよう、地域と協力してシステムの構築に努めます。

(見守り活動の推進)

自治会・町内会や地域ボランティア団体と連携し、子どもや高齢者など、助けを必要とする人々を地域一体となって見守るネットワーク作りを支援します。

6 地域拠点としての役割（アクセス可能な情報センターとしての役割）

- ・地域ケアプラザを訪れることで、地域内のサービスやイベント情報を容易に得られるように体制を整備します。

地域包括ケアシステムを推進し、住民が安心して生活できる地域づくりを行います。

1 具体的な取り組み：ケアプラザの理解と周知活動

1 地域ケアプラザの周知活動

- ・地域住民と連携を深め、生活支援や地域福祉の向上へ取り組むためには、地域ケアプラザの周知が重要となります。

2 現状と課題

- ・自治会未加入世帯や、隣近所の付き合いはなく、地域から孤立した住民、地域の福祉保健活動に興味がない方が大勢存在しており、広報誌での情報提供では行き届かない現状がある。
- ・地域との関わりが薄い住民が、支援が必要な時に有益な情報を受けられず、地域からの孤立や、生活の質の低下など、様々な問題が発生する可能性が高い。

3 活動内容

- ・日常生活の中で、地域ケアプラザや地域福祉との接点の拡大
- ・地域イベント（お祭りなど）やケアプラザが実施する自主事業や地域活動での交流機会の増加
- ・有益な情報を様々なツールを活用した発信

○具体的な取り組み内容

- (1) SNS の活用
- (2) 子供たちや子育て世代が参加できるイベントの開催
- (3) 自治会・町内会、地域団体との連携
- (4) 職員の育成・職場環境の改善

(1) SNS の活用

- ・X・Instagram・Youtube・公式LINE・ホームページを活用し、事業・イベント・地域資源など様々な情報を発信していきます。（画像や動画による見やすくわかりやすい内容）
- ・紙媒体（広報誌など）へQRコードを掲載し、SNSへの誘導を促進します。
- ・スマホ講座：デジタル情報弱者への取り組み強化により、情報格差の減少に努めます。

(2) 子供たちや子育て世代が参加できるイベントの開催と事業所のイメージ戦略

- ・地域の将来を担う、子どもや子育て世代への周知活動を強化します。

1 ケアプラザを通して地域（地域福祉・活動）を知る

○ケアプラザへの来所頻度の増加。日常的にケアプラザへ訪れる機会の増加。

- ・オープンルームを解放し、子供たちが安全に勉強や遊べる場を提供します。

※防犯意識が高まっているため、安心できると好評です。

- ・昆虫や熱帯魚を飼育し、子供たちや子育て世代が気軽に来所できます。

※ケアプラザは高齢者の為の施設と認識している人が多い。

○eスポーツや昆虫のイベントなど子供や子育て世代対象のイベントを開催します。

- ・イベントを通じてケアプラザの周知につなげます。

○来場者やイベント参加者へ、「ケアプラだより」や各種チラシの配布とSNSを周知

- ・館内各所に配架、掲示しており、ニーズに合わせた必要な情報を提供できます。

- ・地域のイベントや事業の情報提供を行い、地域参加のきっかけにつなげます。

2 地域のボランティア活動への誘導

- ・参加しやすい活動を紹介し、ボランティア活動のハードルを下げ参加者同士のつながりや顔の見える関係作りを行います。

(3) 自治会・町内会、地域団体との連携

1 信頼関係の構築（顔の見える関係構築）

- ・地域（地域の担い手）との関係の構築は地域ケアプラザの理解や周知に最も重要である。
- ・自治会・町内会・地域団体が主催する事業やイベント、定例会議へ積極的に参加し、顔の見える関係性を築きます。
- ・様々な問題や課題に対し、地域と連携して解決に努めます。

2 周知活動方法

- ・地域活動参加時にQRコードを記載したチラシを配布し、SNSの周知に努めます。
- ・地域活動の様子をSNSで配信していきます。

(4) 職員の育成・職場環境の改善を実施しています。

※離職により地域支援が滞ることがなく、継続した信頼関係を構築します。

1 各々がやりがいを持ち専門性を高められる職員育成を行います。

- ・地域を理解し、課題分析できる力を育てます。
- ・課題解決に向け、自身の能力を最大限発揮できるように、ケアプラザとしての方向性を明確に示します。
- ・目標を持ち達成するために研鑽できる職員を育てます。
- ・能力向上のため積極的に研修へ参加できる環境を整備します。

2 風通しが良く、働きがいのある職場環境を整備します。

- ・職員同士のコミュニケーションが円滑に行われるよう、意見を言いやすい環境を整備します。

3 健康経営認証を取得しています。

- ・職員の健康を維持・増進し、健康に働く職場環境を整えています。

2 身近な相談窓口としての相談・支援

(1) 地域住民が抱える様々な問題（介護、子育て、生活支援など）について相談を受け付け、必

必要な情報提供など包括的な支援を行います。

1 身近な相談窓口として相談しやすい人材育成と環境整備を行います。

2 個別相談

- ・介護や子育て、生活全般に関する悩みや問題について、個別相談を受け付けます。専門の職員が対応し、解決策や情報を提供します。

3 情報提供

- ・介護保険制度、福祉サービス、医療機関、地域の支援団体など、関連するサービスについての情報を提供します。

4 ニーズの把握

- ・相談者の状況を詳しくヒアリングし、必要な支援やサービスのニーズを明確にしていきます。

5 サービスの調整

- ・必要に応じて、さまざまなサービスの調整を行います。（介護保険申請や医療機関の調整など）

6 区役所や他機関との連携

- ・地域の福祉事業所や医療機関、ボランティア団体などと連携し、総合的な支援を提供します。

7 フォローアップ：一度の相談にとどまらず、必要に応じて継続的にフォローアップを行い、変化するニーズに対応します。

3 地域活動の推進

- (1) 地域ケアプラザにおける地域活動の推進として、地域住民とのつながりを深め、互いに支えあい、協力し合いながら生活環境を改善することを目指します。

1 交流イベントの開催

- ・地域の住民同士がふれあいつながりを促進できるイベントを開催します。

2 ボランティア活動の推進

- ・地域のボランティア団体との連携を強化し、高齢者や障がい者を支えるためのボランティア活動を推進します。

3 地域学習・講座の開催

- ・地域住民を対象に、健康や福祉、生活スキルに関する学びの場を提供します。
子育て・障がい・高齢者向けの講座を実施することで、生活の質の向上を目指します。

4 ネットワークの構築

- ・地域福祉サービスを提供する団体や事業所、医療機関、行政とのネットワークを構築し情報共有や連携を強化します

5 生活支援技術の普及

- ・I C T 技術を活用した生活支援サービス（見守りシステムや遠隔相談など）の普及に努め地域全体の生活の質の向上を目指します。

6 地域資源の発掘と活用

- ・地域に存在する様々なリソース（人、組織、施設など）を発掘し、相互に連携しあいながら地域の活性化を図ります。

7 高齢者の自立支援

- ・高齢者が地域で孤立することなく、自立して生活ができるように、生活支援や介護予防プログラムを実施します。

8 啓発活動の実施

- ・介護や地域福祉に関する理解を深めるための広報活動や普及啓発を実施し、地域全体の認識を高めます。

4 健康で暮らしやすいまちづくり

健康づくりや地域活性化を目指し、高齢者や障がい者へのサービス提供を通じて、地域住民が・自らの健康を守り、地域全体で支え合う仕組みを提案していきます。

(1) 健康寿命の延伸

(健康寿命を延ばし、高齢者を含むすべての年齢層が活き活きを生活できる環境の整備)

- ・運動教室、健康相談、健康測定会、栄養講座などを通じて、健康的なライフスタイルの普及を目指します。

(2) 地域の絆の強化（地域住民同士のつながりを深め、支え合える仕組みを促進）

- ・地域ボランティアの活動やコミュニティイベントの実施を支援し、住民同士の交流を促進します。

(3) 子供や高齢者を支える環境整備

- ・子育て支援や高齢者向けのサービスを充実させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

○これから活動を通じて、地域住民が主体的に健康を維持し、地域全体で支え合うための包括的な取り組みを目指します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより發揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1. 地域の特色や魅力調査

(1) 公的なデータベースを活用して、地域の人口の動態、高齢者人口、子育て世代、外国人住民、経済状況など、地域ごとの構成比を分析します。これにより特定の世代やニーズに応じたサービスを計画する基礎データを収集し分析します。

- ・公共交通機関（バスの路線や本数・タクシー会社など）や地形の調査を行い、移動課題の調査を行います。
- ・地域防災拠点・避難所・ハザードマップより地域の特性を把握します。

(2) 地域特有の伝統と行事の調査

- ・地域活動や自治会・町内会や地域団体の会議へ参加し地域住民や担い手との関係構築を図り、地域のお祭り、年中行事、伝統的な祭り（例大祭など）などの情報収集を行い、伝統と行事を把握します。どのようなプログラムや参加者があり、地域住民がどのように関与しているかを

調査します。

(3) 地域資源調査

- ・公式に登録されている地域団体、福祉施設、ボランティアグループのデータベースより情報把握します。
- ・地域で活躍しているNPOやボランティアグループの活動内容やどのように地域に貢献しているかインタビューを通じて調査を行います。
- ・実際に地域散策を行い、学校、商店、公共施設、福祉団体、地域活動の場を観察することや、地域で行われる活動に参加し、参加者や担い手（主催者など）との交流を通じて地域資源のネットワークを広げていきます。

○人的資源調査（担い手の育成につなげる）

- ・地域の技能や特技を持つ住民や団体の有無を調査し、それを活かせる可能性を探ります。
- ・人材は地域のイベントやSNS、紹介など様々な場所や方法で情報収集します。

(4) アンケートやインタビューによる情報収集

- ・地域のキーパーソンが参加する事業や会議、イベントへ積極的に参加し、地域の強みや課題について調査・深堀りを行います。その他参加者へのアンケートを行い、地域のニーズや課題を収集していきます。

(5) 地域の担い手の現状把握（現在活躍している担い手の高齢化問題など）

- ・各地域の担い手年齢層の把握、任期、担い手毎の活動内容（負担など）、次期候補者などを関係構築と同時に確認、把握します。

2. 課題の分析

(1) 課題の抽出

- ・高齢化、子育て支援、医療福祉、交通インフラなど地域特有の課題を、ケアプラザが蓄積したデータを基に、行政や社会福祉協議会と共同であいちゃん会議や圏域カンファレンス、地域ケア会議などを活用し、支援者の立場から課題を分析し、明確にしていきます。
抽出された課題について、重要度や緊急度を分析し、解決が急務な課題を優先的に対応する計画を立てていきます。

(2) 地域懇談会や民児協、連合町内会で住民目線の現状や課題を聞き取り調査します。

3. 地域での協力体制の強化

(1) ネットワークの構築

- ・自治会町内会、地域活動団体、福祉施設、ボランティア団体が連携して情報を共有できるネットワークを構築します。定期的な会議や情報交換会や、ワークショップや研修を開催し協力体制を強化します。

(2) 共同イベントの開催（担い手不足、自治会未加入者の増加などへの対策）

- ・地域福祉団体と協力して、活動の紹介や、地域のニーズを集めるためのイベントを開催し、活動内容や団体の周知につなげます。地域住民がイベントを通じて地域福祉の観点を強化し、地域の特色や魅力を実感できるコミュニティー作りを推進していきます。

4. 地域福祉の魅力を發揮する

(1) 包括的な支援を提供できる体制を整備します。

- ・ニーズや課題に対し、自治会・町内会はじめとした地域団体と連携し、必要なサービスや、プログラムを共同で立案・実施していきます。
- ・福祉、医療、教育、地域活動など、様々な分野が連携することで、包括的な生活支援を提供できます。

(2) 住民の主体的な参加を支援します。

- ・地域福祉の活動に住民が主体的に参加し、自身の特技や経験を活かすことで、地域全体の力を引き上げます。

(3) 世代間交流の実施

- ・佐江戸・加賀原地区で開催する「三世代交流」のように異なる世代の交流が行われることで、地域が一体感を持ちお互いに支え合う文化を育成します。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

(1) 各地域の民生児童委員協議会（以下民児協）の定例会や各地域団体・連合町内会などの定例会に出席し、情報共有を行っていきます。特に民児協では地域で抱えている課題や、見守りによって発見された個別の問題を共有し、必要により包括支援センターが介入し、介護保険申請や、各対応機関と連携し、協力しながら問題の早期発見・解決に取り組んでいきます。

(2) 各地域により見守り体制は異なります。地域ケアプラザとして、自治会・地区社協・民児協が協力し、より充実した見守り体制が構築できるように連携していきます。

1, ボランティアの募集と育成

地域団体と連携し、SNSや広報活動を通じて、活動の目的や重要性を伝え、ボランティアの募集を行います。参加者への支援として、活動内容や役割の説明だけでなく、実際の体験談や緊急時の対応方法などを共有し、参加者が不安や無理なく継続できるように、参加しやすい仕組みを検討し整えていきます。

2, 地域の特性や支援が必要な方の理解、安全管理や報告方法など、基本的な知識やスキルを学ぶための講習会などを支援します。

3, 地域資源を（店舗、企業、学校など）を活用し、見守り活動を拡充する方法を検討します。例）新聞配達員やタクシードライバーのお散歩時の見守りなど、実施している地域を参考に、担当地域への情報提供や、実施に向けた調整を行っていきます。

(3) より密に、より多くの情報が共有され、有益な検討が出来るように、定例会参加の他に、地域主催の事業や、祭りなどのイベント、防災訓練などに積極的に参加し、顔の見える関係作りに努めます。地域の子供たちからその親である子育て世代、介護者世代、高齢者世代など、地域で暮らしている様々な世代と交流をすることで、地域ケアプラザの周

知活動にもつながり、地域ケアプラザが身近な地域の拠点であることを一人でも多くの方に知っていただけるように努めます。

2 都筑区役所・都筑区社会福祉協議会との連携

(1) 都筑区地域福祉保健計画「つづきあい計画」の推進

地域ケアプラザの役割を理解し、都筑区、都筑区社会福祉協議会と一体となり、「つづきあい計画」の推進と様々な課題解決に取り組みます。平成18年に地域福祉保健計画が策定されてから基本理念である、人と人との「でいい ささえあい わかちあい」が地域に浸透し、多くの地域住民が、地域活動や行事に参加し出会いやつながりが生まれ、お互いにささえあい、地域がもつ力をわかちあえる地域づくりを目指します。

(2) 相談業務や、地域訪問で把握した課題やニーズなどの地域情報を共有し、各地域が目指す地域づくりの方向性を地域と共に考え、3者が連携して地域支援に努めます。

(3) 都筑区社会福祉協議会が行う、ボランティアの育成や講座の開催、ボランティに関する相談対応などを連携して行います。その他、「あんしんセンター」の機能を十分理解し、包括支援センターの社会福祉士が中心となり地域の高齢者や障がい者の方々への権利擁護事業として連携し支援に取り組みます。

3 他の地域ケアプラザとの連携

(1) 区内の6つの地域ケアプラザとは、都筑区所長会はじめ、各職種での連絡会において情報を共有し、運営法人の垣根を越えて協力し合える関係性を構築しています。良い取り組みは参考にし、事故や困難事例などは共有し、解決策を共に検討します。お互いが刺激し合い、地域ケアプラザの発展に努めています。

(2) 他のケアプラザと連携し、福祉や健康に関する事業やイベントを共同で企画・実施します。eスポーツの普及やワークショップなどを共催し、より多くの地域住民の参加を促します。

(4) 合築施設との連携について *葛が谷地域ケアプラザ、中川地域ケアプラザのみ記載

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人では、「幸せの創造」を理念に掲げ、サービスをご利用される利用者さまや地域の皆さまの幸せのみならず、当法人で働く職員の幸せをも創造することを理念としています。

地域で生活をしている皆さまが安心して生活し続けることができるようサービス提供とともに、当法人の各事業所が地域福祉の拠点として活動できることを使命と考えております。少子高齢

化・障がい者支援など福祉分野での課題が山積みの中、私たちは少しでも地域の皆さまが安心して生活できるように、つねに時代の要請に沿った事業を展開していきたいと考えております。

誠実であり、中立・公平性を踏まえた事業を推進することで、ご利用者さま、地域の皆さまからの信頼こそが宝であり、当法人としての喜びであります。自らの仕事への誇りや使命感、情熱をもって取り組める職員を今後も育成、輩出し、地域の皆さまとともに歩める法人を目指し、事業の安定的継続という責任を果たしたいと考えております。

当法人は、平成6年に横浜市都筑区で法人を設立して以来、都筑区内で初の特別養護老人ホームとなる「中川の里」をはじめとして、横浜市内・川崎市内で地域に密着する計5ヶ所の特別養護老人ホームを展開してきました。その他横浜市では地域ケアプラザ2ヶ所、川崎市では地域包括支援センター3ヶ所（川崎区・中原区・宮前区）、そして訪問事業（訪問看護・訪問介護・定期巡回随時対応型訪問介護）など、横浜市北部を中心に事業を展開してきました。

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

平成6年の法人設立以来26年にわたり安定した経営を行っており、ここ数年はコロナ禍であっても黒字経営を継続していく財務基盤が強化されています。当法人では社会福祉事業のみならず収益事業も行っております。事業の核となる社会福祉事業が昨今では予算どおりに堅調に収益をあげて安定した経営を続けておりますが、収益事業により社会福祉事業を補完することで経済的リスクの低減を図っております。従いまして法人税等の滞納はありません。

地域の皆さまの要望に応え、地域の皆さまの声に向き合うことこそが、将来的に安定した経営を維持することができ、これが財務状況の強化につながる考えています。

3 職員配置及び育成

（1）地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

現在の横浜市加賀原地域ケアプラザの運営状況は地域との関係性も良好であり、離職者も少なく安定している状況にあると自負しています。従いまして指定が更新された際には現行体制を維持していきます。もしも配置人員が不足する場合には法人内の人事異動により補充するなど、外部からの中途採用にのみ頼ることなく柔軟に対応していきます。必要な資格者や経験者の確保については、平成10年に横浜市加賀原地域ケアプラザの運営を受託して以来、現在当法人では地域ケアプラザを2ヶ所、地域包括支援センターを5ヶ所（地域ケアプラザ2ヶ所含む）を運営してきました。地域包括支援センターは主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職により職員が構成されていてことから5ヶ所の専門職が横断的に集まって情報交換や研鑽の場として分科会を設けています。これにより経験の浅い専門職でもベテランからのアドバイスを受けることができるなど有益な場となり早期に独り立ちをするとともに切磋琢磨する環境を整えています。法人内で横のつながりを強化することで適材適所の配置や離職率の低減を図ることができ、その結果、

職員の欠員を防ぐことができベテラン職員が増えて安定的な運営をすることができるようになると
考えております。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 複雑化する相談への対応できる人材育成

1. 専門知識の強化

- ・介護や福祉に関する最新の法律、制度、精神心身の健康といった知識や事例を、実践的なOJTを行い、さまざまな疾患やトラブルに関する知識も含め、複雑な相談にも対応できるようにします。

2. 複雑な相談への対応技術

(アセスメントスキルの向上)

- ・利用者の抱える課題を多角的に評価する力を養うため、アセスメント手法に関するスキルアップを目指したOJTを行います。

具体的には、心理的、社会的、身体的因素を総合的に評価する技術を、実践を通じ教育していきます。

(問題解決能力の強化)

- ・複雑な相談に対してフレームワークを使用して問題を特定し、解決策を考えるトレーニングを行います。具体的には、「問題解決ワークショップ」を開催して、ケーススタディを通じた実践的な演習を行います。

3. コミュニケーションスキルの向上

(傾聴と対話技術の訓練)

- ・ご利用者やその家族と効果的にコミュニケーションを行うため、実践的なトレーニングを導入します。特に、感情に寄り添い、信頼関係を築くための技術を磨きます。

(難しい相談へのシミュレーション研修)

- ・複雑な悩みや相談が寄せられる状況を想定したロールプレイを実施し、困難な対話の進め方や応答技術を実地で学びます。

4. 多職種連携の強化

(多職種合同カンファレンス)

- ・定期的に包括3職種合同でのケースレビューを行い、複数の視点から問題を分析し、解決策を模索します。複雑化する相談に対しても、専門家同士の知識を持ち寄ることでより効果的なアプローチを考えることができます。

(地域資源のマッピング)

- ・地域における他の機関やサービス、専門家とのネットワークを築き、複雑な相談に対して適切な資源を提供できるようにします。

5. 継続的な学習の促進

(定期的な勉強会、情報共有)

- ・スタッフが自身の経験や知見を共有し合うことで、実際の相談事例を通じて学び合う機会を設けます。

- ・積極的な外部研修への参加

複雑な相談に特化した専門家の講義を通じて新たな知識やスキルを取得します。

6. 評価とフィードバックの仕組み

(フィードバックの重要性)

- ・相談対応後に振り返りを行う仕組みを導入し、何がうまくいったのか、何が改善できるのかを分析します。これにより、経験を次に活かすことができます。

○これらの取り組みにより、複雑化する相談に対しても自信を持って対応できる専門的なスキルを身につけ、質の高いサービスを提供していきます。

2 地域との関係構築ができるスタッフの育成

1. 地域理解の深化

- ・地域の歴史や文化の学習

地域の特性や文化、住民の生活習慣について情報共有を行います。地域の歴史や特有のニーズを理解することで、住民との信頼関係を築く基盤を作ります。

(地域調査プロジェクト)

- ・スタッフが地域住民へのインタビューやアンケートを通じて、地域の課題や期待を把握する手法を教育します。これにより、現場の声を反映させるスキルを磨きます。

2. コミュニケーションスキルの強化

(対話型研修の導入)

- ・傾聴や共感の力を養うトレーニングを行い、効果的なコミュニケーション技術を学びます。地域住民との対話を通じて、ニーズを敏感に捉える力を育成します。

- ・ロールプレイやシミュレーション地域住民との具体的な対話場面を想定したロールプレイを行い、様々な状況における対応力を身につけます。

3. 地域とのネットワーク構築

(地域団体との連携)

- ・地域の福祉団体、自治会、町内会、ボランティア団体などの定期的な会議や活動へ参加し、情報交換や連携活動を行い、地域での信頼関係を構築します。このネットワークを活用して、多様なニーズに応える柔軟な対応力を育成します。

(地域リーダーや担い手との対話)

- ・地域のリーダー（自治会長など）や地域福祉の担い手（民生委員や、地区社協など）と定期的に対話の場を持ち、意見交換をすることで、地域の動向やニーズを把握します。

4. 地域貢献活動の実施

(地域イベントの開催)

- ・地域住民が参加しやすいイベントを企画し、地域住民との関係を深めます。スタッフ自身も参

加し、積極的に関わりを持つことで信頼を築きます。

(ボランティア活動の推進)

- ・スタッフが地域のボランティア活動に参加することで、地域に貢献し、地域住民とのつながりを強化します。

5. フィードバックと評価の仕組み

(地域住民からのフィードバック)

- ・サービス提供後、地域住民からのフィードバックを受ける仕組みを整え、実践に活かします。
これにより、地域の期待に応えるための改善点を見つけるスキルを育成します。

(地域の変化に対応する教育)

- ・担い手の交代など、地域の変化に敏感に反応できるよう、状況に応じた柔軟な学び方を提供し、継続的な自己成長を促します。

6. メンタリングとサポート

(経験豊富なスタッフとのメンタリング制度)

- ・新人や地域との関係構築に不安を持つスタッフを対象に、経験豊富なスタッフがメンターとしてサポートする制度を設け、実践的なアドバイスを受けられる環境を整えます。

○これらの取り組みを通じて、地域との関係構築ができるスタッフを育成し、地域ケアプラザの役割をより一層強化し、地域住民との信頼関係が、質の高いケアサービスの提供を目指します。

4 研修計画

(1) 合同研修

- 4月 倫理規定・個人情報保護・接遇（窓口対応など）
- 5月 BCP 災害強化
- 6月 リスクマネジメント（ヒヤリハット）
- 7月 感染症対策（インフルエンザ・新型コロナウィルス・ノロウィルスなど）
- 8月 高齢者虐待・身体拘束
- 9月 安全運転者講習
- 10月 避難訓練・リスクマネジメント
- 11月 感染症対策
- 12月 高齢者虐待・身体拘束
- 1月 利用者満足度（アンケート結果による検討）
- 3月 福祉避難所開設・B C P研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

1. 維持保全の取り組み

1 定期点検計画

- ・施設や設備を委託している専門業者が保守・点検計画に基づいて定期的に行います。

2 設備の保守管理

- ・エアコン、暖房器具、電気設備などの重要な設備については、専門業者による定期的なメンテナンスを行い、故障を未然に防ぎます。

3 環境の整備

- ・バリアフリー設計を維持するために、通路や出入口の清掃・修繕を行い、安全な使用環境を確保します。

2. 修繕計画

1 小破修繕の迅速対応

- ・不具合や破損が発生した際は、迅速に行政への報告へ報告し修繕体制を整え、ご利用者への影響を最小限に抑えます。

2 修繕履歴の管理

- ・修繕履歴を記録し、どの設備にどれだけの修繕が行われたかを把握。これにより、将来的な修繕計画の立案に役立てます。
- ・指定管理料（修繕費）の超過が見込まれる場合は行政と連携し、緊急度や優先度を検討し、適切な修繕を実施します。

3. 長寿命化の取り組み

1 耐久性向上のための改修

- ・行政の改修計画に基づき、耐久性を高めるための改修を実施し、長期使用を可能にします。
(外壁や屋根の防水工事は令和6年度に改修済み)

2 エコ対策の実施

- ・エネルギー効率の高い設備の導入や、LED照明の使用などで、運用コストを削減し、環境配慮も図ります。

4. 施設利用者からのフィードバック

1 意見収集

- ・利用者からの意見や要望を定期的に収集し、施設管理に反映させることで、より良い利用環境を提供します。

これらの取り組みを通じて、地域ケアプラザの施設及び設備の維持保全や長寿命化を図り、地域住民が安心して利用できる環境を整えていきます。

5. 清掃業務による日々の設備管理

1 共有部分・貸館・トイレ

- ・掃除機、モップ掛け、手すり、ドアノブなどは消毒を毎日行います。

※消毒液：次亜塩素酸ナトリウム希釀液を使用（以下同様）

2 通所介護

- ・フロア、浴室、ベット、トイレ、その他設備の清掃を毎日行います。
- ・テーブル、イス、手すり、ドアノブなどは消毒を毎日行います。

3 清掃時に設備の故障や、破損状況、劣化状況を確認します。

- ・毎日の確認により、早期発見、早期修繕に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

1 事故防止・対応マニュアル

提供する福祉・保険活動において、活動中における事故を防止し、又発生した事故に対し、適切な対応ができるようにマニュアルを定めている。その他、都筑区版救急対応マニュアルを活用し適切な救急対応に努めます。

2 事故防止・事故対応の役割と業務分担

事故の発生予防と事故対応の為、事故対応責任者と、事故対応担当者を定めています。

- (1) 事故対応責任者：地域ケアプラザ所長
- (2) 事故対応担当者：包括支援センター管理者
　　通所介護事業所管理者
　　居宅介護支援事業所管理者

(3) 事故対応責任者及び事故対応担当者はマニュアルに沿って対応を行います。

3 事故の確認（事故事実確認）

- (1) 事故発生時に事故の確認を行います。
　　どのような状況で、どのような事故が発生したのか等発見時の状況の把握に努める。
- (2) 事故発生時に事故の認知が出来ない場合　例（痛みを訴えた時点で外傷を発見した
　　がいつ受傷したかはわからない）→事故を認知した時を事故発生として扱います。

4 初期対応

- (1) 発生時に医療の判断を受ける
 - ・通所介護やケアプラザ内で発生した場合は、通所介護の看護師が確認を行います。
 - ・勤務時間外で看護師の判断が困難な場合、「# 7 1 1 9」へ連絡し判断を求めます。
 - ・訪問中に発生した場合は、ご利用者の担当医師へ連絡し判断を受けます。
　　（訪問看護を利用している場合は、訪問看護事業所へ連絡を行います）
 - ・地域で事業開催中の事故の場合、ケアプラザ看護師又は# 7 1 1 9 で判断を受けます。
- (2) 事故対応担当者・責任者へ報告し、指示を仰ぐ。
 - ・事故対応責任者は事故発生の状況を把握し、適切な判断と指示を行います。
- (3) ご家族へ連絡
 - ・事故発生の事実を伝え、被害状況については分かる範囲で報告します。
 - ・発生後の対応状況、今後の方向性など（受診や救急対応など）

5 被害状況の確認

(1) 医師との打ち合わせ

医師の診断内容、今後の対応と治療見込みを確認します。

(2) 医師との連携により、出来る限りの対処をすべく最善を尽くします。

家族にも報告し、相談をしていきます。

6 行政への報告

(1) 都筑区に対する報告は速やかに行う。この時点で事故の原因や詳細が判明していなくても電話で一報を入れます。

(2) 報告の範囲

- ・サービスや事業提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等にしておいた方が良いと判断される場合は、所管課に対し同様に報告する。

- ・食中毒・及び感染症、結核の発生

- ・職員の法令違反・不祥事等の発生

(3) 報告の手順

- ・事故後、各事業所は速やかに所管課に電話又はFAXで報告します

(第1報)

- ・FAXで報告する場合定められた書式を使用する。個人情報保護の観点から対象者情報など個人情報に関する部分は黒く塗りつぶしてから報告します。

- ・事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告することとします。

- ・事故処理悪区切りがついたところで、定められた書式を用いて文書で報告します。

7 利用者等への説明

(1) 事故発生状況・原因・経過の説明

(2) 事故防止策の説明

8 記録

(1) 事故報告書の範囲外のケースであっても、必ず記録にとどめる。なお報告書の取り扱いについては、個人情報保護に細心の注意を払います。

9 急病時の対応

(1) 加賀原地域ケアプラザにはR2年3月現在、包括支援センターに2名、通所介護に4名の看護師が所属しており、ご利用者や、来館者、職員が急病時は看護師が初期対応を行います。

状態のよっては、都筑区救急対応マニュアルに従い適切な対応に心掛けます。

(2) 消防団に7名所属しており、AED使用方法や、救急蘇生法の訓練を行っています。

地域ケアプラザは乳児から高齢者まで幅広い年代の住民が利用する。その全ての方に対応できる知識と技術を備えており、設置しているAEDも乳児にも対応できるタイプに令和2年に更新しました。

(3) 地域で急病者を発見し、職員だけでは対応できない場合、近隣住民や、通行者、近隣事業者に協力を求め、連携して対応を行う。状況により適切に指示をだし、救急車到着まで最

善を尽くします。

10 事故防止への取り組み

- (1) 事故発生の事実認知の遅れにより、対応が遅れ被害が拡大する事を防ぐため、日頃から、小さな不調や、異変も早期に発見できるように努めます。
- (2) 異変の原因が不明で対処ができない場合も、職員が情報を共有することで、目配りや気配り方法が変わり、未然に防ぐ可能性が高まります。
- (3) 設備・用具・建物の保守点検、を行い、安全にケアプラザを利用していただけるように心がけます。
- (4) 業務の点検・見直しを行い、ヒューマンエラーの予防に努めます。
- (5) ご利用者のリスクを分析し、その情報を共有とケア方法の統一を図ります。
- (6) 職員研修を実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1 地域住民への説明

- ・特にケアプラザ近隣の方は、ケアプラザへ誰でも避難が可能であると誤解している方が多い。そのため、地域住民へ対し、地域防災拠点や地域会議時に福祉避難所の機能や利用方法など定期的に説明を行っています。

2 備蓄品の定期管理

- ・備蓄品の数量や消費期限などを管理しています。横浜市と連携し定期的に更新され、必要な数の備蓄を行っています。その他独自で紙おむつや消毒、太陽光発電機などを準備しています。

3 職員への教育

- ・福祉避難所の開設の流れや規定など、都筑区と連携した取り組みについて、BCP研修に合わせ定期的に研修と情報共有を実施しています。（避難所の物資の配置や運営フローなど）
- ・年2回避難訓練を実施。職員の参集手順や行政との連携方法、開設準備などの内容を取り入れた訓練を実施していきます。
- ・貸館団体交流会において、福祉避難所の説明と役割について周知を実施しています。

4 福祉避難所の運営方法

- ・開設時のレイアウトをあらかじめ決めています。介護が必要な高齢者や障がい者必要備品やベットの配置、移動への配慮に応じたゾーニングを検討します。
- ・プライベートスペースの確保のため、パーテーションを備えています。
- ・情報提供体制の準備：事業所職員でLINEグループを作成しており、情報伝達を迅速に行います。他の地域ケアプラザや多職種間でもLINEグループが多数存在し、これらのSNSを活用して情報共有を行います。

5 職員の参集方法

- ・緊急連絡網を整備しています。その他 LINE グループを日常的に使用しており、災害時は一斉に情報を発信できる体制を整えています。
- ・法人の管理システムにより、各職員の居住地をマップ化しており、徒歩圏内の職員から参集する流れを構築しています。
- ・職員への事前説明を（福祉避難所への理解、参集への理解、職員としての責務）を行い、地域拠点として、福祉避難所開設への理解を深めています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 B C P（事業継続計画）の策定

1 地域ケアプラザ（地域拠点）として、災害や感染症の影響を受けても継続的にサービス提供を行うためにB C Pを策定しています。

- ・災害や風水害、感染症のリスクを分析しており、それぞれのシナリオに対する対応策を明確にしています。高齢者や障がい者へ配慮した計画を策定しています。
- ・地域拠点として業務の優先順位を設定しており。災害時にも続行できる体制を整備しています。

2 事業継続のための体制整備

- ・災害時に必要な役割を担う職員を指名し、職員間での連携を強化します。また非常時の連絡網を整備しており、様々な手段を活用して職員の参集や安否確認、事業継続への取り組みができる体制を整えています。

3 情報共有システムの整備

- ・B C Pに基づき、災害時の情報を地域住民や行政と共有するための仕組みを整えます。（行政とは非常時緊急携帯電話を整備）地域住民に対してはS N Sを活用し、迅速に必要な情報を届けます。

4 感染症時のサービス継続計画

- ・新型コロナウィルス蔓延時の件権を踏まえ、感染症が流行した際には、従来の対面サービスを見直し、オンラインサービスや電話相談を強化します。
- ・感染対策や地域の感染状況など、必要な情報をS N Sを活用して発信します。
(新型コロナウィルス蔓延時はXやYoutubeを活用し情報発信を行いました)

○感染症対策

1 警報が発令された際は、入館時の体温測定と健康チェックを行います。

2 多様な情報提供手段の整備

- ・感染症に関する最新情報や予防策について、チラシを作成や、SNSを活用して情報発信を行います。（新型コロナウィルス蔓延時はワクチン接種や感染対策方法のチラシ作成と横浜市が作成したチラシの配布を行いました。）

3 換気の徹底と室内環境の改善

- ・定期的な換気を促し、利用人数の制限や使用後の消毒など、安心して過ごせる環境を保つための衛生基準を設けます。

4 衛生管理の徹底

- ・各箇所へ消毒液を設置しており、感染予防のための衛生管理を徹底します。
- ・感染対応マニュアルを整備しており、職員へは定期的に研修を実施します。

2 地域防災拠点訓練との連携

- ・定期的に開催される地域防災拠点訓練や避難訓練に参加しており、災害時の対応方法や避難経路の確認・情報共有方法など自治会町内会と連携し、地域住民に対して普及啓発を行っています。

3 防災訓練の実施

- ・地域住民や、通所介護のご利用者、貸館利用団体と連携し、定期的に非難訓練を実施しています。
- ・貸館団体交流会では、避難経路の確認や、福祉避難所の説明、防災備蓄などについて情報を共有しています。
- ・館内各部屋へ避難経路図を掲示しております。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1. 公平なサービス提供

- ・すべての地域住民に対して、年齢、性別、障がいの有無、経済状況などに関わらず、均等にサービスを提供していきます。
- ・担当地域は坂が多く、ケアプラザでの事業や講座の開催は参加者が限られてしまうため、特定の場所や地域活動の場に限らず、より多くの方が参加できるように取り組みます。(身近な場所で実施されている地域活動の活用や送迎バスの運行など)
- ・ZOOMを活用したオンライン講座や、動画配信など、だれでも気軽に参加できる体制を整えます

2. 透明性のある運営

- ・事業運営やサービス提供に関する情報を開示し、住民にわかりやすく提示することで、信頼性を高めます。これにより、利用者がどのような基準や方針でサービスが提供されているのかを理解できる体制を整えます。(サービスの内容や料金、利用方法などを広報誌やHPへ掲載し、誰でも問い合わせが容易にできるようにします)

3. 多様な意見の尊重

- ・市民や地域団体からの意見やニーズを真摯に受け止め、それに基づいてサービスを改善に活かします。多様な視点を反映させることで、地域全体のニーズに応えていきます。

4. 中立的な立場を保持

- ・特定の団体や関係者に偏らず、地域全体の利益を考慮して、全ての団体や事業所に対して平等に接していきます。

- ・特定の介護保険サービス事業所との強い関係性を持つことで他の事業所を疎外することなく、全ての事業所と公正に関わります。

5. 持続的な評価と改善

- ・提供するサービスについて、地域住民や関係団体からのフィードバックを受け入れ、定期的に評価し改善を図ることで、常に公正で中立な対応を維持していきます。

(事業開催後のアンケート調査や、館内の意見箱の設置、HP の問い合わせフォームなど)

地域ケアプラザが公の施設である事を理解し、公正・中立な対応を図り、地域の全ての人が平等にサービスを利用でき、信頼できる場所であることを目指して、地域住民が安心して支援を受けられる環境整備に努めます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1. ご利用者の意見、要望、苦情の受付方法

1 アンケート調査

- ・ご利用者に対して定期的にアンケートを実施し、満足度やニーズを把握します。匿名で回答できるようにします。

2 相談窓口の設置

- ・地域ケアプラザの窓口で、直接対話を通じて意見や苦情を受け付けます。受付時間を明確にし、話しやすい環境への配慮を行います。

3 意見箱の設置

- ・公共スペースに意見箱を設置し、匿名での意見や要望を受け付けることで、気軽にフィードバックを得る体制を整えています。

4 電話・お問い合わせフォームでの受付

- ・ご利用者が電話や HP のお問い合わせフォームで意見や苦情を寄せられるようにし、迅速に対応できる体制を整えます。

5 定期的な利用者との面談

- ・定期的な面談や懇談会を開催し、利用者の意見を直接聞く場を設けます。

(貸館団体交流会など)

2. 改善方法

1 フィードバックの分析（集計と分析）

- ・収集した意見や要望を定期的に集計・分析し、どのような改善が必要かを明確にします。特定の問題が多発している場合は優先的に対処します。

2 改善策の策定（具体的な改善策の提示）

- ・ご利用者からの意見に基づき、職員会議で改善策を具体的に策定します。例えば、サービスの質向上や新しいプログラムの導入を検討します。

3 改善結果の公開

- ・行った改善策やその結果を、利用者に対して報告します。広報誌や施設内の掲示板、HP や SNS を利用して情報を共有します。

4 継続的な評価（改善策の効果評価）

- ・新しい施策や改善策が実施された後、その効果を評価し、再度利用者からのフィードバックを受けて更なる改善を行います。

5 職員の研修（対応力の向上）

- ・職員には定期的な研修を行い、ニーズや苦情への適切な対応方法を教育し、サービス向上を図ります。

ご利用者からのニーズ、要望、苦情を真摯に受け止め、それに対して具体的な受付方法と改善方法を整備します。ご利用者が意見を述べやすい環境を作り、寄せられた意見を基にサービスや環境を改善することで、より良い支援を提供できるよう取り組み、信頼関係の構築を目指します。

（6）個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報保護

1 適正な管理と保護制度の徹底

- ・個人情報保護法に基づき、利用者の個人情報を適切に管理し、漏えいや不正アクセスを防ぐためのセキュリティー対策を徹底します。

○ 個人情報の管理

- ・総合相談記録やケアプランなど、紙媒体の個人情報は鍵付きのキャビネットで管理しています。重要なデータは暗号化されたストレージを使用します。
- ・原則事業所外への持ち出しが行いません。持ち出しが必要な場合は鍵のかかる収納袋の利用と、持ち出し、持ち帰り時にダブルチェックで確認を行っています。
- ・P C 内の情報も同様に持ち出しを制限しています。（U S Bでの持ち出しなど）
- ・個人情報をメールやF A Xで送信する場合はダブルチェックを行い、誤送信への対策を実施しています。
- ・P C の持ち出し禁止。（持ち出し可能なP Cには個人情報が保存されていません）
- ・事業所内で使用するP Cはワイヤーロックで固定しています。

○ 情報セキュリティー対策

- ・セキュリティーソフトを導入しており、ネットワークの監視など、技術的な手段で個人情報を外部からの脅威から守っています。ソフトは定期的に更新を行います。

○ アクセス制限の実施

- ・個人情報にアクセスできる職員を限定しており、適切に権限管理を行っています。

○ 定期的な職員教育

- ・個人情報保護に関する研修を定期的に実施しています。職員の意識向上と知識のアップデートを図ります。

○情報漏えい対策の整備

- ・万が一情報漏えいが発生した場合に備え、迅速に対応できる体制を構築しています。
(都筑区への報告など、漏えいが確認された際のマニュアルを整備しています)

2 教育・研修の実施

- ・職員に対し、個人情報保護の重要性や具体的な再作について、年間の研修計画に基づき定期的に研修を行い、意識向上に努めます。

3 プライバシーポリシーの整備

- ・ご利用者や地域住民に対して、どのような情報をどのように使用するか、わかりやすく説明します。

2 情報公開

1 透明性の確保

- ・施設の運営状況や活動内容について、HPやSNSを活用し情報公開を行います。
- ・横浜市がHP上で公開している情報へ事業所HPやSNSへURLの掲載や、QRコードを使用し、スムーズに情報が閲覧できるように取り組みます。

3 地域住民参加の促進

- ・情報公開を通じて地域住民の意見を反映し、地域ケアプラザの運営やサービス向上に活かす体制を整えます。

3 人権尊重

1 多様性の受容

- ・多様な価値観や背景を持つご利用者を受け入れ、誰もが平等にサービスを受けられるように行政や関係機関・地域と連携して努めていきます。
- ・事業所内で情報共有を行い、多様な価値観や背景に対応できる知識や技術の向上に努めます。

2 差別や偏見のないサービス提供

- ・職員に対しても、ご利用者に対する差別や偏見も持たず、公平かつ尊厳を持った対応を行うための教育を実施します。

3 相談窓口の設置

- ・人権に関する相談や問題提起に迅速に対応していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮について

- (1) 横浜市は、持続可能な開発を目指し、環境に配慮した政策を推進しています。地域ケアプラザとして、リサイクルや省エネを意識した運営を行っていきます。
 - ・イベントや講座で、参加者や地域住民へリサイクルや省エネルギーの重要性を啓蒙する活動を実施していきます。
 - ・館内の照明はLED化が完了していますが、その他、省エネ機器の導入などでエネルギー消費の削減に努めます。

2 市内中小企業優先発注について

(1) 地元企業との連携

- ・地域ケアプラザとして地元の中小企業への優先的な発注や、連携してサービスを提供することで地域経済を支援する取り組みを行います。

(2) 地域商品の販売

- ・事業やイベントにおいて地元中小企業の商品を販促する場として活用や、これらの活動やSNSを活用し、地域住民への認知拡大に努めます。

3 地球温暖化対策実行計画について

(1) 温暖化対策講座や情報提供

- ・地域住民向けに温暖化対策や持続可能な生活スタイルに関する講座や、SNSを活用した情報発信を行います。

4 ヨコハマプラ 5.3 計画について

(1) 脱炭素宣言

- ・脱炭素社会の実現に向け、脱炭素宣言を行いました。

1, 省エネへの取り組み（小さな事からコツコツと）

- ・再生可能エネルギーの活用：太陽光発電を導入しております。
- ・全館 LED 化を行いました。
- ・機材の更新時は省エネ性能が高い製品を選定しています。
- ・不要な照明や機器やエアコンの電源をこまめに切る行動を習慣化します。
- ・エアコンの設定温度を調整します。

2, 食品ロスを減らします。

- ・通所介護において、ご利用者数に合わせて無駄のない発注を行います。
- ・当日のキャンセルなどの際は、職員が余りを購入することでロスを削減しています。

3, 消耗品の発注とリサイクル品の選定

- ・過剰な発注はせず、必要数、残数の管理を適正に行います。
- ・消耗品などリサイクル商品に積極的に切り替えていきます。
- ・無駄な消費を削減します。

(2) ごみの削減・分別・リサイクルを推進します。

- ・適正な分別ができるように番別表の貼りだしや、職員教育を行います。
- ・職員一人一人がゴミの分別や削減、リサイクルへの意識を高めます。

(3) SDGs の達成に向け、「ヨコハマ 3R プラン」「ヨコハマプラ 5.3 計画」の普及啓発

- ・指定管理事業者として、地域拠点として全職員が持続可能な社会の実現に向け取り組みます。
- ・地域へヨコハマプラ 5.3 計画の普及・啓発に努めます。

(4) 地域住民（特に高齢者や障がい者のみの世帯）

- ・日常的なゴミ出しが困難な方への対応方法を地域と連携して取り組みます。
- ・地域ボランティア団体との連携ややふれあい収集など、必要なサービスの情報提供や調整をはじめ、地域の課題やニーズ（新たなサービスを作るなど）に対応していきます。

(5) 小さな事からコツコツと地域を巻き込んだ取り組みの提案

- ・使い捨てプラスチックの削減や、食品ロスの削減、ゴミの分別など、地域住民一人ひとりが意識できるように、環境学習や普及啓発に取り組みます。
- ・パンフレットやチラシの掲示や地域活動への参加時に情報提供を行います。

5 市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等について

(1) 地域ケアプラザと中小企業振興の連携

・地域商材の活用

地域ケアプラザで行われるイベントや活動において、地元中小企業の製品やサービスを活用し、地域経済の振興を図ります。

・情報提供の場

地域ケアプラザが中小企業の情報発信の場となり、地域住民へ地元企業の取り組みや特色を紹介することで交流を促進します。

・共同イベントの開催

地域ケアプラザと中小企業が連携して、地域イベントを開催し、住民に中小企業のサービスを体験してもらう機会を提供します。このようなイベントは、地域住民と企業とのつながりを強化する目的もあります。

・プログラムの共同実施

中小企業向けの研修プログラムを地域ケアプラザで開催し、地域のニーズに応じた内容を提供。これにより、新しいビジネススキルや知識を地域の中小企業に提供し、成長を促進します。

(2) 男女共同参画の推進との関連

・職場環境改善の支援

地域ケアプラザが男女共同参画の視点から、中小企業に対する働き方改革に関する情報提供や支援を行い、平等な職場環境の実現に寄与します。

・地域における多様な参加の促進

男女共同参画を推進するイベントやプログラムを地域ケアプラザで実施し、特に中小企業に従事する男女の意識向上を図ります。

・子育て支援策の充実

地域ケアプラザで子育て支援に関連するプログラムを提供し、男女が共に育児に参加できる制度を広めることで、企業側にも育児休業や柔軟な働き方の導入を促します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 オンラインでの予約システムの導入（アンケート結果にてニーズあり）

- ・ウェブサイトで空き状況をリアルタイムで確認できる体制を整備していきます。

- ・インターネット経由で、24時間施設予約が可能なシステムを検討していきます。

2 オープンルームの開放

- ・オープンルームを定時で開放し、誰でも気軽に利用できる体制を整えています。
- ・フリーWifiを設置しており、地域の子供たちの利用が年々増加しています。
(防犯意識が高まる中で、安心して利用できると好評です)

3 カブトムシや熱帯魚の飼育

- ・子供たちが興味ある生き物を飼育しており、見学や飼育方法の確認など、子供を含む子育て世代の来場が増加しています。来所特にイベントや事業の周知を行うことで、施設利用の向上に努めています。

3 イベントの案内の配信（SNSの活用・チラシや広報誌、回覧板・掲示板の活用）

- ・今後のイベント情報や登録制プログラムなどの情報発信を定期的に行います。

4 貸館交流会の開催

- ・年2回貸館交流会を開催し、直接要望や意見を集め、サービスの向上に努めます。

5 期待する効果について

- ・利用者の増加

施設利用の利便性を向上させ、予約が容易になる事で稼働率向上を目指します。

- ・満足度の向上

多様な貸し出し方法や情報提供を通じて、ご利用者の満足度の向上を図り、リピート利用率の向上を目指します。

- ・コミュニティーの活性化

地域住民が気軽に利用できる場所となる事で、地域コミュニティの活性化を目指します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

1 幅広い分野への相談対応

1 地域の理解（地域の現状や地域資源を把握する）を深めます。

- ・子どもから高齢者まで地域の現状や、地域内の福祉サービス・支援機関の情報を収集しまとめ、幅広い相談へ対応します。

2 多様性を尊重することの重要性を理解

- ・様々な背景や能力をもつ人々が地域で共存し、それぞれの違いを尊重できる地域作りを常に意識し取り組みます。

3 社会参加の促進への理解

- ・全ての人が平等に参加できる機会が得られるように、寄り添った相談支援を行います。

4 必要な支援や配慮ができる相談支援

- ・障がいを持つ人や少数派の人々が、安心して地域で生活ができるよう、必要な相談支援と配慮を行います。

5 多職種連携による対応

- ・相談対応職員が共通の知識を持ち、連携して対応していきます。

6 早急な窓口紹介体制を整えます。

- ・相談者が必要な支援をすぐに受けられるように、地域資源や各支援機関の窓口を把握し、早急なご案内ができるよう体制を整備します。

7 地域ケアプラザが幅広い相談窓口である事の周知活動（一元化した窓口）

- ・ケアプラザは高齢者の施設だと感じている地域住民が多いため、子供から障がい者、高齢者と幅広い分野の相談窓口であることを、地域活動参加時や、広報誌、SNS を活用して周知活動を継続的に行います。

2 高齢者への相談対応

1 ニーズの把握

- ・高齢者の生活状況や健康状態、社会的孤立のリスクを把握することが重要です。定期的な訪問やアンケート調査を通じてニーズを把握する取り組みを行います。

2 情報提供

- ・介護保険や福祉サービスについての情報を提供し、利用可能なサービスを理解していただきます。

3 子どもへの相談対応

- ・子どもの発達段階や家庭環境に関する相談支援を行います。特に、虐待や家庭内問題の早期発見に努めます（ヤングケアラーなど）

(教育機関との連携)

- ・学校との連携を深め、子どもたちの状況を共同で把握し、適切な支援を行う体制を整えます。

4 障がい者への相談対応

1 インクルーシブな支援

- ・障がい者が地域で自立して生活できるよう、必要な支援サービスについて情報提供します。就労支援や生活支援に加え、地域活動への参加を促進します。

2 専門機関との協力

- ・障がい者支援を行う専門機関とも連携し、情報を共有し合うことで、より質の高い支援を目指します。

4 他機関との連携方法

1 定期的な情報共有

- ・地域の福祉施設、医療機関、教育機関、NPO などと定期的に会合を持ち、情報共有や連携の強化を図ります。

2 ケース会議

- ・特定のケースに対する支援が必要な利用者について、関わる機関が参加するケース会議を実施し、協力して解決策を検討します。

3 地域資源の活用

- ・地域に存在するさまざまな地域資源（民生委員やボランティア団体など）と連携を強化

し、連携サービスを提供します。

地域ケアプラザと包括支援センターは、高齢者、子ども、障がい者といった多様なニーズに応え、個別の状況に応じた支援を行うことが必要であり、他機関との連携を強化し、より効果的な支援体制を整えます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 地域ケアプラザでの情報共有への取り組み

1 朝礼後の情報共有

- ・朝礼後に5職種（出勤者）で情報を共有しています。
- ・包括支援センター（3職種）では総合相談状況や、支援内容を共有し、担当者が不在でも継続的に支援できる体制を整えています。

2 話しやすく・相談しやすい環境整備

- ・必要時に常時共有ができるように、日々コミュニケーションを密にとる環境が整備されています。各種サービスや窓口の情報提供や、支援困難者への対応方法の相談、経過報告など、些細なことでも共有する関係作りを行っています。

3 職員会議での共有

- ・各事業所の稼働状況や担当人数、相談件数や事業報告、地域活動・イベントの実施予定など月1度の職員会議で全事業所の情報を共有します。
- ・ご利用者の意見や要望、アンケート結果の報告、対応策の検討は同会議で行います。

4 モニタリング会議（ケアプラザで開催）

- ・毎月理事長・他事業所管理者（輪番）と地域ケアプラザ所長、各事業所管理者による会議を開催し、ケアプラザの全事業の運営状況の情報共有を行います。地域支援の取り組みなど法人内での情報共有と対応策への助言などの体制を整備しております。

5 各事業別分科会（法人内）

- ・法人内で各事業（職種別）の分科会を開催しており、各事業所間の情報共有や、定期的な合同研修を実施しています。

6 区内分科会

- ・都筑区内で各職種の分科会が開催され、各地域ケアプラザでの取り組みや、困難事例の共有、行政や区社会福祉協議会からの政策等の情報共有を行います。

7 多職種連携協議会、ケアネットへの参加

- ・区内での事業所連絡会に参加し、定期的な研修への参加や、情報共有を行っています。

これらの取り組みにより、ケアプラザ内に限らず、法人、区内での情報共有や協同した検討、合同事業や研修の開催を行うことで、多角的に判断が可能となり、円滑かつ効率的な管理運営が可能となります。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域福祉保健のネットワークを通じて、地域住民一人ひとりのニーズに応えるとともに、地域全体の福祉と健康の向上、そして住み慣れた地域での生活を支えることを目指します。

1. 住民の生活の質の向上

- ・地域の多様なニーズに対応した支援を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。高齢者や障がい者、子ども、その家族が必要なサポートを受けることができる地域づくりを目指します。(現在地域において高齢者や子どもの見守りなどを実施しています)

2. 地域包括ケアの推進

- ・医療、介護、福祉の連携を強化し、住民が健康で自立した生活を送れるよう支援します。地域包括ケアシステム（ネットワーク）を構築することで、必要なサービスが切れ目なく提供される環境を整備していきます。

3. 支援の迅速化と充実

- ・複数の機関が連携することで、問題が発生したときに迅速に対応できる体制を構築します。これにより、問題解決までの時間が短縮され、適切な支援を早く受けることができます。

4. 情報の一元化とアクセスの改善

- ・関連団体や関連機関との情報共有を行い、各団体・機関の特色を把握します。
- ・地域の情報を一元化し、住民や関係者が必要な情報に容易にアクセスできるようにします。これにより、どのサービスをどこで受けられるのかが明確になり、地域住民の利便性が向上します。

(地域資源マップの作製や HP・SNS を活用した情報提供を行っていきます)

5. 多様な専門性を活かした包括的支援

- ・医療、福祉、教育などの専門職が協力して支援を提供することで、複雑な問題に対して包括的に対応します。これにより、地域住民がより質の高いサービスを受けることができるよう取り組みます。

6. 地域力の強化

- ・地域全体が協力し合うネットワークを通じて、地域力を高め、災害時や緊急時にも効率的に対応できる体制を作ります。これにより、地域の安全性や回復力が向上します。

(佐江戸・加賀原の「ささえあい連絡会」では災害対策など、各団体や機関の情報提供や課題などを共有し、解決に向けて検討しています。)

7. 孤立化の防止

- ・地域の住民が孤立せず、地域社会の一部として参加できるように活動やイベントを実施できるよう支援を行います。コミュニティ活動やネットワークを通じて、社会的なつながりをサポートし、孤独や孤立を防ぐことを目的に体制を整備していきます。

8. ネットワークの維持・継続への支援

- ・ささえあい連絡会やふれあいたいなど、担当地区には地域住民主体のすばらしいネットワー

クが構築されていますが、担い手の高齢化による担い手不足が大きな問題です。ケアプラザとして地域住民へ対し、活動の周知や担い手育成などを通じた継続支援を行います。

- ・福祉や医療・障がい事業所でのネットワークは構築が進んでいますが、そのネットワークの目的の明確化や地域との連携には大きな課題が残ります。地域住民を巻き込み、地域全体で構築や運営ができるように支援を行っていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1. 情報共有とコミュニケーション

- ・所長会や各職種分科会、その他圏域カンファレンスやあいちゃん会議など、定期的な会議において、区の運営方針や事業についての情報を共有します。これにより、地域のニーズや課題を共有し、連携した対策を検討します。

2. 地域資源の活用

- ・区が持つデータやリソースを活用し、地元企業や地域資源を活用したサービス提供を強化します。(タクシー業界との連携による移動支援や、企業との連携に移動販売などの買い物支援など)

3. ボランティア活動の促進

- ・区行政と協力して、ボランティア募集や育成を行い、地域住民の参加を促します。これにより、地域に根ざした支援を強化します。

4. 地域プログラムの共同開催

- ・地域イベントを共同で企画・運営し、地域福祉保健計画やケアプラザの周知を促進します。これは、地域福祉が普及されることで、地域の絆の強化につながります。(区民祭りでの共同ブースなど連携したイベントを開催していきたいと考えています。)

5. 相談窓口の連携

- ・区行政や他の支援機関と連携し、複合的なニーズに対応できる体制を整えます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1. 体制の構築（事務局及び地区別支援チームのメンバーとしての役割）

- ・区全体計画と地区別計画の策定・推進を担う事務局は、地域のニーズに基づいた具体的なアクションプランを策定します。住民や事業者、行政と定期的に意見交換を行い、情報を共有します。
- ・地区別支援チームの編成
地域住民や福祉、保健分野の専門職が集まり、各地区の特性に応じた支援や施策を考えます。地域のリーダーやボランティアも参加して多様な視点を取り入れます。

2. 具体的な取り組み

1 ニーズ調査

- ・各地域の地区社協と協力し、地域の住民を対象にアンケートや地域懇談会などでヒアリングを実施し、地域課題を把握します。得られたデータをもとに優先順位を決定します。

2 協働の促進

- ・地域住民、事業者、行政との協働を促進するために、定期的なワークショップや情報交流会を開催します。（地域懇談会や支え合い連合会・ふれあいたいなど）

3 施策の実施と評価

- ・様々な施策を実施し、その結果を定期的に評価します。評価結果を元に、計画の見直しや改善提案を行い、つねに地域に合った支援体制を整えていきます。

3. 地域住民への情報提供

1 広報活動

- ・地域福祉保健計画や進捗状況について、広報資料や地域のHPやケアプラザのSNSを活用し、住民に対して積極的に情報提供を行います。地域イベントなどを通じて、フィードバックも受け取ります。

このように体制を整えることで、地域のニーズに即した福祉・保健施策を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

1 高齢者支援

1. 交流イベントの開催

- ・高齢者同士の交流を促進するために、定期的にレクリエーションや趣味活動のイベントを開催します。（干支の置物作り・春のお散歩・歴史講座・50代からのマイクレッスン・生葉染め体験など）

2. 地域ボランティアとの協働

- ・地域のボランティアグループと連携し、高齢者向けのサポート活動を展開、地域の活性化を図ります。（ちょっとボランティア・ささえあいいけべ・ふれあいたいなど）

3. 自主事業の実施

- ・自主グループの支援

高齢者自身が主導する自主グループ（趣味や学習など）の活動を支援します。

（貸館団体の調整やメンバーの募集など、継続支援なども行います）

4. 定期的なワークショップや講座の開催

- ・健康や生きがいに関する知識を深めるための講座やワークショップを開催し、高齢者の自己啓発を促進します。（気ままに英会話・初めての苔玉作り・生葉染め体験など）その他ガーデ

ニング講座から地域ケアプラザの環境美化サークルを立ち上げを計画しています。

5. 高齢者福祉活動の自主活動化

- ・地域の人材育成：高齢者のリーダーシップを育成し、地域活動を自主的に運営できる人材を増やします。

6. 成果の共有

- ・参加者や地域住民が活動の結果を共有し、次の活動への向けたフィードバックを行います。これらの取り組みを通じて、高齢者の自立や地域でのつながりを強化し、より良い福祉環境の実現を目指し、地域に応じたニーズに基づいた活動を展開し、高齢者が安心して生活できる地域づくりを行います。

2 子ども（子育て支援など）

1. 育児相談

- ・専門の相談員が、育児に関する悩みや疑問に対して個別のアドバイスを行っています。
(サンサンひろば・児童家庭支援センターかわわ・子育て支援センターぽぽら・親と子のつどいの広場かわわ・すくすくサロンから支援者を招いています。)

2. 子育てイベント

- ・子供とその親が参加できるイベントやワークショップの開催。
(父親に向けた事業として、育休講座・横浜市派遣事業の活用：父親同士の仲間づくり事業
中学生、地域ボランティアによる絵本の読み聞かせイベント・おサルんリトミック・畑作業
を通して多様な人との交流事業・児童家庭支援センターなど専門機関による講座・カブトム
シ育成講座・みやーごとちゅーずのお出かけ図書館などを実施しています)

3. 親子サロン（サンサンひろば・さくらんぼ）

- ・親子で自由に遊べる場を提供し、地域の他の親子との交流の機会を提供します。

4. 支援グループの開催

- ・同じ年齢層の子供を持つ保護者同士をつなぐグループ活動や情報交換の場を提供します。
(通園バックを作ろう：保護者向けの事業で茶話会の時間を設けています)

5. SNSを活用した情報発信

- ・地域で実施している、子育て支援活動など。子育てに役立つ情報発信
ワクチン接種や検診の情報を発信と、区で発行しているチラシなどを配布と、その内容を
SNSで配信など。

6. 子育て講座やセミナーの実施

- ・育児に関する知識や技術を学ぶための講座やセミナーを実施します。
(児童家庭支援センターによる「CARE」プログラム・救急救命を実施していきます)

7. ベントやワークショップの開催

- ・季節の行事や創作活動、体験型のワークショップなどを通じて親子の絆を深める機会を提供
します。(親子ヨガ・クリスマス会・ミニ夏祭り・ミニ秋祭り(都田コミハ)など)

2 若者支援（ユースプラザや星槎国際高校との連携）

地域の子供や若者を包括的に支援するためにユースプラザ・星槎国際高校と連携を図ります。
連携により、不登校や子育て支援、地域活性化などを目指します。

1. 共同イベントの開催

- ・子供から若者までが参加できるワークショップや交流イベントを開催します。例えば、eスポーツ大会やアート＆クラフトのワークショップなどを共同で企画し、幅広い年齢層に対応しています。企画から開催まで一連の流れを共同で行うことで、社会参加へのきっかけにつながるように支援します。

2. 情報交換とリソース共有

- ・お互いの専門性や設備を活用し、学生や若者が直面する問題に対応するための情報交換を密に行います。これにより、効果的な支援活動を実施できます。

3. 相談窓口の強化

- ・ユースプラザの専門スタッフがケアプラザと連携し、青年期特有の問題や不登校に関する相談サポートを統合的に提供していきます。

4. キャリア支援プログラム

- ・若者向けのキャリア支援や職業体験プログラムを構築し、将来の選択肢を広げるためのサポートを行っていきます。

5. 地域活動への参加促進

- ・地域の子供や若者が地域社会に積極的に関わるよう促す活動を共に行ってています。例えば、ボランティア活動や地域プロジェクトの企画・ケアプラのイベントなど。

6. メンタルヘルスサポートの提供

- ・ユースプラザのメンタルヘルスの専門家と連携し、相談会やワークショップを通じて、心の健康を支える体制を強化していきます。

3 障がい者支援

1. 専門的な相談窓口

- ・障がいを持つ方およびその家族へ必要な情報や支援を提供します。
(畠部などの障がい者支援事業所との共催事業)

2. 就労支援プログラム

- ・障がい者の就労を促進するために、地元企業との連携を通じて、就労機会を拡大する取り組みを行います。

3. 地域交流の促進

- ・障がい者が地域で活躍できるように、イベントや活動に積極的に参加する機会を提供し、地域住民との交流を図ります。これにより、障がい者への理解と支援を深めることを目指します。(母の日ハーバリウム・藤原先生のお絵描きワークショップ・畠部などを実施。)

4. バリアフリーの推進

- ・地域全体でバリアフリー環境を整備するための取り組みを行い、障がい者が安心して地域活動に参加できるように配慮します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るために具体的な取組を記載してください。

1 地域課題やニーズの共有とコーディネート

- ・福祉保健団体の活動内容を把握し、地域ニーズに合わせたマッチングを行います。
- ・地域の課題やニーズを共有し、新たな活動計画や活動内容についてアドバイスをや支援を行い、活動する場の拡大に努めます。
- ・高齢者、障がい者、子どもや低所得者層など、支援が必要な地域住民の生活を向上させることを目的に、地域ごとの課題やニーズを基に、活動団体とのマッチングを支援します。

2 地域ケアプラザの事業やイベントでの連携

- ・福祉保健団体の特徴を活かし、高齢者支援や子どもの学習支援など、積極的な連携を図り、活動の場を提供します。
- ・定期的に開催する事業である、健康教育や栄養教室、病気予防や介護予防支援など福地保健活動団体と連携を強化することで、地域住民との交流の促進と、充実した活動の場の提供を行います。

3 情報発信・広報活動

- ・福祉保健団体の活動内容や開催するイベントやワークショップの情報を、広報誌やSNSを活用して情報を掲載し、地域への周知活動を行います。

4 共同イベントの企画

- ・複数の福祉保健団体と地域ケアプラザが協同して、地域住民との交流を深めるイベントの開催を企画します。

地域保健福祉団体が活動できる場を提供し、地域福祉の向上や地域全体が活性化されることを目指し、団体への活動支援に取り組みます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティアの募集

- ・広報誌やSNS、掲示板を通じて、ボランティアの募集を行います。担当地域の学校や企業にも協力を依頼していきます。

2 ボランティア登録・説明

- ・ボランティア登録の規約を作成し、3年毎に登録名簿の更新を行います。
- ・登録の際に、コーディネーターが面談を行い、特技や趣味活動の確認を行います。
- ・ボランティア活動の目的や期待される役割の説明を行います。(疑問や不安を解消します)

3 ボランティアの育成

- ・基本的な介護技術やコミュニケーション技法についてのワークショップを行います。
- ・災害時の対応や緊急時の救護方法についての講習会を行います。

4 コーディネートについて

- ・地域のニーズ（介護予防体操など）や個人のニーズ（庭木の剪定やゴミ出しなど）を共有し、自身の特技や趣味活動、隙間時間を活用できるボランティア活動を提案します。
- ・地域のボランティア団体の活動内容の説明や紹介を行い、活動できる場を提供します。

5 ボランティア団体への支援事例（佐江戸・加賀原ちょこっとボランティア）

- ・活動員への依頼方法が個別の電話確認のみで、担当者の負担が課題となっていた。
(スマホ講座の実施)
- ・LINE 講座を実施。グループ LINE の使用で、活動者間の情報共有を改善しました。
(活動者の偏りへの提案) ※活動員の全体数は多いが、実際活動する人はほぼ限定されている。
- ・特技や趣味活動を反映した LINE グループを作り、依頼内容と該当するグループに対し依頼することで個別の確認が減り、担当者の負担軽減と活動へのハードルを下げます。
(新規ボランティア獲得への期待)
- ・特技や趣味、隙間時間を活用した活動支援を行うことで、負担感の軽減につながり、新規ボランティアの獲得に努めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 貸館利用団体の把握

- ・地域ケアプラザ貸館の利用登録のある福祉保健団体の活動内容や利用状況は常時把握しており、基本のデータベースは定期的に更新します。
- ・貸館団体交流会において、各団体の活動報告など情報共有を行います。

2 地域における福祉保健団体や人材等の情報収集

- ・生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源調査を随時行っています。
(老人会やサロン、地域活動やイベント、会議への参加による情報収集)
- ・活動の見学や参加により、活動状況の調査を行っています。
- ・これらの情報は、提供サービスや、代表者の氏名、連絡先、活動内容をまとめデータベースを作成しています。
- ・人材の発掘や調査は、地域住民や地域活動の担い手からの情報提供を基に、情報収集を行い、それらの方を通じてコンタクトを取ります。

3 情報提供

- ・団体や人材へ情報公開への許可を伺い、個人情報に配慮し、広報誌やSNSを活用して地域に対し情報を提供します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者的生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 地域住民や関係者からのヒアリング

- ・ケアマネジャー、福祉職員、介護事業者などの、担当地域の高齢者へサービス提供している専門家からの情報収集を行います。
- ・地域活動の場（グランドゴルフなどのサークル活動や老人会、サロンなど）へ参加し、ヒア

リングを通じて地域の高齢者が抱える生活上の課題や必要な支援について収集します。

2 自主事業やイベント開催時にアンケート調査を実施

- ・どのような情報を得たいかを具体的に設定し、調査の目的を明確にします。
(生活の状況、健康状態、社会的なつながり、経済的な情報などに関する具体的な質問を作成します。選択肢に加えて自由回答欄を設け、より詳細な情報が得られるように取り組みます。)
- ・事業や講座参加者、地域活動参加者へアンケートを配布し、回答を求める。
※郵送やインターネットのアンケートは手間や操作方法により回収が困難なため
※今後は気軽に回答できるSNSの活用が求められます。

3 分析方法について

- ・アンケート調査から得た情報は定量的に集計し、地域や年齢層、独居生活などの割合を算出し、全体像を把握します。
- ・共通する課題や、特異なニーズを分析します。
- ・地域ごとの生活環境（坂や公共交通機関の状況、商店や集いの場など）や地域資源の調査を行い、地域ごとの分析を行います。

1 生活上の課題や必要な支援の具体的な収集実施事例

- ・老人会やサロンに積極的に参加し、地域住民と直接触れ合い、買い物方法や生活の様子などをヒアリングにて個別課題を収集しています。
- ・地域のお祭りや行事では、ボランティア団体、福祉関係者や地域住民の多世代の声を拾い集め、地域課題を収集しています。
- ・買い物支援や移動支援実施での効果など、定期的にモニタリングし、支援者と情報共有を行っています。
- ・個別課題と、地域の原状を照らし合わせ、地域課題を導きだす取り組みを行っています。
(より具体的な実施事例)

1 買い物支援（移動販売・情報提供）

- ・佐江戸地区の高台にある築30年を超えるマンションでは、高齢化が進み、車を手放す方が増加。買い物をする事が困難であるとの声が自治会や「サロン和」の中で高まり、移動販売へのニーズが高いことを確認。マンションとしても、高齢者の見守りも兼ねた移動販売の希望があり、今後移動販売の試行を予定しています。
- ・地区ごとの買い物マップや、ネットスーパーの情報も収集し、まとめた情報を地域へ提供しています。

2 スマホ講座

- ・スマホの使い方がわからず、レストランでの注文や、情報収集（検索）ができないとの声が多く、佐江戸加賀原圏域の高齢者サロンとして立ち上げを目指しています。
- ・保健師との共催事業「カフェかがはら」で、毎回スマホ相談コーナーを設けています。
- ・ソフトバンクと共にスマホ講座を実施しました。
- ・スマホ（PC）の相談窓口マップを作成し、配布を行いました。
- ・佐江戸加賀原のボランティア団体「ちょばら」では、会員同士の連絡方法に課題があり、地

域のボランティア団体、つづきパソピアの協力により、L I N E 講座を行いました。

3 介護予防教室

- ・川和地区はフレイル予防として体操を行いたいという要望があり、現在「楽笑体操」へ講師を派遣しています。今後は地域の体操講師を地域の担い手として育成・登録するために、体操講師育成講座を行い、また、講師不在時にも体操が実施できるよう、保健師と共に、介護予防の体操動画を撮影し、YouTube で発信しています。自宅でも介護予防体操ができる環境作りを行っています。

4 活動の活性化

- ・地域のサロンでの活動がマンネリ化して、参加者が減少していると情報があり。
- ・気軽に楽しみながら、脳トレや運動が可能な「e スポーツ」の導入を提案しています。操作方法やゲーム内容など体験会を行い、導入への支援を行っています。
- ・同時にゲーム指導者講習の計画や、若者世代が担い手となり、高齢者との交流が促進するような地域の高校へ支援の要請を行っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 ニーズの把握

- ・地域住民の年齢層や、健康状態、生活環境などを地区概況シートや福祉保健計画などの資料などを元に把握し、地域サロンなどに赴き、その状況においてどのような支援やサービスが必要とされているのかを地区の現場からアセスメントを行っています。

2 多様な主体のリストアップ

- ・地域内にある団体や、個人（NPO 法人、ボランティア団体、医療機関、教育資源、行政機関）などを特定し、役割・分野などリストを作成し明確にしていきます。

3 地域資源のマップ化

- ・地域内の社会資源（介護施設、医療機関、商店や公共交通機関（バス停）など）を地図に落とし込むことで、地域ごとの特色や、空白地域を把握しやすくしていきます。

4 地域の学校との連携

- ・星槎国際高等学校と連携し、地域資源の調査や分析を依頼します。若者から見た地域課題やニーズの収集と、必要な社会資源の提案など、多世代の視点を踏まえた分析を実施します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

1 目指すべき地域像の共有

1 ビジョンの策定

- ・地域住民、福祉関係者、行政などが集まり、共同で地域のビジョンを策定していきます。地域のニーズや強み、課題を把握して、「どのような地域を目指すか」を明確にします。

- 2 様々な意見を元に、目指すべき地域像を明確にし、具体的な目標や活動方針を整理します。
- 3 地域の掲示板や広報誌、SNSを活用して、幅広い地域住民へ周知し、目指すべき地域像を認識していただきます。

2 地域活動・サービスの創出、継続、発展への支援

- 1 具体的にどのようなサービスが必要か、どのような活動が望まれているかを把握します。
- 2 地域住民の主体的な参加を促し、地域に必要な活動やサービスを創出するためのアイデアを募ります。

3 協議体の設立(サービスの創出・継続・発展に向け)

- 1 地域住民、福祉団体やケアプラザや行政などの関係機関で構成された協議体を設立します。多様な観点からの意見を反映することで、より効果的な地域支援を目指します。
- 2 協議体で定期的に会議を開催し、進捗状況や課題について検討します。
- 3 協議体の活動内容を広報し、透明性を保つことで、協議体の活動に対する信頼感を高めます。
- 4 高齢者や子育て世代が参加しやすい時間帯や場所で会議を開催し、参加しやすい環境を整えることで、幅広い意見を集めます。

(実施事例)

1 川和地区の地域課題解決に向けて

1 地域課題

- ・川和地区では高齢化が進み、道も狭く、坂道も多い地域で少ないバス停に加え、バス便の減少により移動困難者の増加が課題であった。

2 協議体の設立

- ・試験的に独居高齢者サロン「お楽しみ会」への移動支援のため、タクシー会社との協議体を立ち上げ、試行運用を開始。

3 進捗状況や課題を共有し、今後の運用に向けて検討を行う。

- ・来年度には本格稼働を予定し、様々なサロンなどでの運用を目指しています。

4 事例の共有

- ・加賀原圏域の地区（特に移動困難な場所が多数ある池辺地区）にもモデルケースとして、情報共有しています。

2 池辺町見守り事業、ささえあいいけべについて

- ・池辺町見守り事業「ささえあいいけべ」については、コロナ禍により、活動は休止していたが、コロナ明けの2024年度、秋より再開となりました。現在は地域への食支援、地域のボランティア活動を行っており、区役所・区社協と連携をとりながら、自治会単位からの小さな協議体から開催し、見守りの仕組みにつながるように今後も支援していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

1 個別相談やサロンでの聞き取り調査

地域サロンに参加した時に、個別相談や聞き取り調査を行い、困りごとや、今知りたい情報などをヒアリングします。ヒアリング内容は包括支援センターや、ケアマネージャーと共有をします。

2 定期的な見守り活動

定期的に見守りを行っている、地域のボランティア団体（加賀原のちょボラ、川和ふれあいたい、サロンいけべ）や、民生委員と連携し、見守り活動を通じ、潜在的のニーズを発掘します。

3 社会資源の可視化

地域内の社会資源をリスト（可視）化し、生活支援サービス（移動販売、配食サービス）や、社会参加（サロン、サークル、ボランティアグループ）、健康管理（病院、スポーツ施設）などの整理を行います。また、その情報にアクセス出来るHPの紹介や、デジタルツール活用としてSNS等での発信、横浜地域活動・サービス検索ナビなどの紹介を行っています。

4 交流の場としての地域サロンの運営支援

地域住民やボランティアと協力し、高齢者が気軽に集まるサロン「カフェかがはら」の運営を支援。地域の薬局や、介護施設団体、介護予防団体などの協力により保健師と支援を行っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 地域資源の調査と把握

- ・医療・介護・子育て・障がい・ボランティア団体やインフォーマルサービスなど、定期的に老人会やサロンなどの活動に参加し地域資源の調査を行います。蓄積した情報は随意更新を行います。
- ・地域活動への問い合わせにはこれらの情報を活用します。

2 ハートページを活用した相談支援

- ・特に多い介護保険関係の相談への対応として、相談者のニーズに合わせた相談対応を行うため、ハートページを活用し、わかりやすく丁寧に対応します。
- ・各事業所の特徴を把握しており、より詳細な情報提供ができる体制を整えています。

3 職種の専門性を高め、連携して対応していきます。

- ・より専門性が高い相談に対しては、行政や多職種と連携し、必要な情報提供に加え、専門窓口を案内できるように、必要な情報の収集と共有を行います。

4 訪問相談の実施

- ・電話や来所相談が困難な方へは、訪問での相談対応を行います。

5 出張相談の実施

- ・老人会やサロンなどで出張相談を実施します。
- ・状態の悪化など急変時に慌てて相談するケースが多く、地域活動の場で、早期相談の重要性や、心構えなどを周知していきます。（地域医療・介護保険・認知症についてなど講座を開催していきます）

6 相談件数や相談内容の分析

- ・各地域別で集計し、地域課題の抽出に努めます。
- ・集計した情報は自治会や民児協と共に、共同して地域課題の分析を行います。

7 相談者への継続的支援

- ・支援が困難なケースなど解決までに時間を要する場合は継続的に相談支援を行います。
- ・民生委員や見守りボランティアなどと連携し、支援体制を整えます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 認知症カフェの開催

- ・認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集まれる場を提供し、交流の促進と情報共有を図ります。

2. 相談会・個別相談

- ・認知症に関する専門的な相談を受け付け、具体的なアドバイスや情報提供を行う相談会を定期的に開催します。

3. 認知症サポーター養成講座

- ・地域住民を対象に、認知症への理解を深めサポートできる人材を育成するための講座を提供します。

4. 予防的活動

- ・認知症予防に役立つセミナーや健康教室を開催し、生活習慣の改善をサポートします。

5. レスパイトケアの提供

- ・家族介護者の負担軽減を目的とした一時的な介護サービスを提供し、介護者の休養を支援します。

6. 地域連携イベント

- ・地域の医療機関や他の支援機関と協力し、認知症に関するフォーラムや講演会を実施します。

7. 見守り支援

- ・認知症の方が安心して地域で生活できるよう、見守りや緊急時の対応体制を整えます。
これらの事業を通じて、認知症の方とその家族が安心して地域で暮らせるように支援しています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 成年後見制度の利用支援

- ・判断能力が不十分な方のために、成年後見制度の利用を支援します。この制度を理解し、利用するための相談を承る窓口を提供します。

- ・権利擁護講座、終活講座を地域ごとに実施します。

2. 消費者被害の防止と対応

- ・詐欺や悪徳商法から高齢者を守るために情報提供や啓発活動を行います。
　消費者被害にあった場合の相談窓口を設置し、必要な法的支援やアドバイスを行います。
- ・老人会やサロン、サークル活動や認知症カフェなど、地域活動の場で消費者被害予防講座、啓発事業を実施します。

3. 虐待防止のための取り組み

- ・高齢者や障がい者への虐待を防ぐために、地域住民や関係者を対象とした対策講習会を実施します。
- ・虐待の疑いや通報を受けた場合に、迅速に対応できるようマニュアルに沿った迅速な対応体制を整備します。

4. 権利に関する啓発活動

- ・権利や法的手続きを広めるためのセミナーや講座を開催し、地域住民の意識向上を図ります。
- ・専門家（司法書士・行政書士）による個別相談会を行い、ニーズに合わせた相談支援を行っていきます。

5. 相談・支援体制の整備

- ・認知症や障害を持つ方が不当な扱いを受けないよう相談を受け付け、適切な支援を提供します。
- ・地域住民へ認知症や障がいへの理解促進のため、相談支援機関と連携して講座や、認知症サポート養成講座を実施し、理解ある地域づくりを行います。

6. 地域ネットワークの構築

地域の弁護士、司法書士、医療関係者と連携し、包括的なサポート体制を整えることで、個々の事情に応じた対応が可能になります。+

これらの活動を通じて、地域社会全体で高齢者や障害者の権利が尊重される環境をつくることを目指します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

1 地域との連携支援

- (1) 民生委員との交流会を定期的に開催します。
- (2) 地域ボランティア団体が主催する事業やイベントへの参加促進により、ケアマネジャーと地域の担い手との顔の見える関係構築に努めます。

2 ケアマネジャー（新人含む）に対する相談や助言による継続的な育成

(1) 問題発生時や支援が困難なケースへの対応（相談対応）

- ・担当ケアマネジャーへの適切な助言や、必要により、同行訪問や担当者会議開催への支援を行い問題の早期解決に努めます。支援が困難なケースは継続的に指導を行い、行政をはじめ多職種との連携方法や様々なサービスの選択方法などの指導を行います。

(2) 定期的な研修や事例検討会実施

- ・都筑区では多職種連携協議会や主マネ分科会、ケアネットによる定期的な研修や事例検討会が開催されており、委託先ケアマネジャーの積極的な参加を促します。事例検討会では、支援が困難な事例などを共有し、解決策を検討することで、新たな視点の発見や精神的負担の軽減につなげます。

(3) モニタリングの実施（実際のケアプランやサービス提供状況の確認）

- ・公正・中立な事業所の選定や、社会とのつながりを考慮し、地域資源を活用したケアプランの作成を実施しているかをモニタリングし、適切な指導を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

1 医師会が主催する多職種連携協議会や研修に参加

- ・医療や介護事業所の担当者との顔の見える関係構築に努めます。

2 医療と介護の連携支援

- ・各事業所の特性を理解し、ご利用者が在宅で必要な医療や介護を受けることで、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、多職種の把握と、連携の強化に努めます。
- ・医療サービスと介護サービスを統合し、必要な支援スムーズに提供できるように調整します。
- ・担当者会議や地域ケア会議など、医療と介護の連携を意識し、多職種が連携した地域包括ケアが実現できるように調整を行います。
- ・医療、介護それぞれの役割を明確にして、相互理解を深めることで、新たな連携方法や新たなサービスの開発に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

(1) 個別課題の解決

(ア) ご利用者のニーズ把握

- ・地域の高齢者や障がい者、その家族から相談を受けて、個々のニーズや課題を整理し、最適な支援策を検討します。

(イ) 多職種連携の強化

- ・医療職、介護職、福祉職、地域住民が参加し、ご利用者に対する包括的な支援計画を協議・策定します。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

- 1, 地域の医療機関、介護サービス事業者、行政機関、ボランティア団体などの関係者が集

まり、情報共有や連携を強化します。

(3) 地域課題の発見

1, 地域資源調査

- ・生活支援コーディネーターが中心となり、地域内の資源やサービスの現状を調査し、地域に必要なサービスを把握し、ケアプラザが蓄積した情報と、参加者が所有する情報を共有し、より詳細な地域資源を明確にしていきます。

2, フィードバックの仕組み

- ・地域活動（老人会・サロン・各種会議・民児協・イベント時など）参加時や自主事業開催時に、地域住民からの意見やニーズを収集し、地域の課題を把握します。

(4) 課題解決に向けて、役割を明確にする

1, 参加者（団体）の役割を明確にし、地域全体で協力して課題解決に取り組む体制を整えます。

2, 地域住民や関係団体と連携し、課題解決に向けて、地域の特性に合った新たな地域資源の開発に努めます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 人員の確保について

(1) 働きやすい職場環境の整備

- ・包括支援センター3職種・ケアマネジャーの慢性的な人材不足は深刻な問題で、求人での採用が困難な状況であるからこそ、経験や資格に応じた給与水準の見直しや、資格所得制度や育児休暇の所得促進などの福祉更生の充実、フレックスタイムや時短勤務による子育てや介護中の人も働きやすい環境など、職員が安心して働く環境を整備し、離職率の低下に向け取り組んでいきます。

2 育成について

(1) 新人教育

- ・入職時には、介護保険制度や介護予防の基本理念、プラン作成や実施方法を、ベテラン職員によるOJT（実務での指導）を行い、現場対応力を育てます。

(2) 外部研修への参加促進

- ・所内居宅介護支援事業所と連携し、介護保険や法令改正介護予防の基本理念や実施方法など最新の知識を身につけられるように、外部研修へ積極的に参加し、所内研修や書面回覧研修を通じて情報共有できる体制を整備しています。

(3) 効果的な運動プログラム（OJT）

- ・高齢者が自立して生活ができるよう、運動プログラムの立案と実施方法を教育します。

(4) 包括的なケアプラン作成スキルの育成（OJT）

- ・生活支援と介護予防を統合したケアプラン作成のノウハウを教育します。

(5) アセスメントスキル向上（OJT）

- ご利用者のニーズ評価を行うためのアセスメント手法とその分析方法を訪問調査等に同行し教育を行います。

3 業務委託先の選定方法について（地域に応じた支援を実施するため）

(1) 実績での選定

- 介護予防や支援に関する実績、ご利用者の満足度を基に評価・選定します。

(2) 地域との連携での選定

- ご利用者が住み慣れた地域で孤立することなく、自分らしい生活が継続できるように地域社会とのつながりや地域資源を理解し、インフォーマルなサービスを積極的に取り入れたプランを作成できる事業者を優先的に選定。
- 民生児童委員や見守りボランティア団体との顔の見える関係作りや連携を積極的に施している事業所を優先的に選定

(3) 安定した事業所運営での選定

- 職員の離職率やケアマネジャーの経験年数、専門性を総合的に判断します。

4 ケアマネジメント業務の適切な指導

(1) 問題発生時や支援が困難なケースへの対応（相談対応）

- 担当ケアマネジャーへの適切な助言や、必要により、同行訪問や担当者会議開催への支援を行い問題の早期解決に努めます。支援が困難なケースは継続的に指導を行い、行政をはじめ多職種との連携方法や様々なサービスの選択方法などの指導を行います。

5 定期的な研修や事例検討会実施

- 都筑区では多職種連携協議会や主マネ分科会、ケアネットによる定期的な研修や事例検討会が開催されており、委託先ケアマネジャーの積極的な参加を促します。事例検討会では、支援が困難な事例などを共有し、解決策検討することで、新たな視点の発見や精神的負担の軽減につなげます。

6 モニタリングの実施（実際のケアプランやサービス提供状況の確認）

- 公正・中立な事業所の選定や、社会とのつながりを考慮し、地域資源を活用したケアプランの作成を実施しているかをモニタリングし、適切な指導を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 介護予防普及啓発について

(1) 定期的な介護予防教室・健康講座の開催

- 介護予防について理解を深めるために介護予防教室や運動・口腔・栄養・認知症予防、地域での支え合いやメンタルヘルスの重要性など専門の講師を招き、健康寿命を延ばすための取り組みや、フレイル予防のための生活習慣など、予防の重要性を理解していただくために、定期的に講座を開催します。

- 特定の会場では、集まりにくく、参加者に偏りが出る傾向があるため、地域で活動してい

る老人会やサロンへなどへ直接訪問し、介護予防教室や健康講座を実施することにより多くの高齢者へ情報が届くように取り組みます。

(2) 栄養講座

1. 栄養講座では、栄養が身体機能や健康状態にどのように影響を与えるかなど、高齢者にとって重要な栄養素などを詳しく解説し、食事のバランスとフレイル予防に向けた食事の重要性を説明し、毎日の食事でどのように栄養をバランスよく摂取するかなど、栄養管理のポイントを紹介します。

2. 目的

- ・健康的な食生活の普及
- ・筋力や健康状態の維持・向上
- ・高齢者が自立した生活を送るための支援

3. 講座のテーマ

- ・介護予防と栄養の関係
- ・栄養が身体機能や健康状態にどのように影響を与えるかを説明し、特に高齢者にとって重要な栄養素（たんぱく質、ビタミンD、カルシウムなど）について詳しく解説します。

4. 食事のバランスと『フレイル』対策

- ・フレイル（虚弱）の予防に向けた食事の重要性を説明し、自己管理のポイントを紹介します。具体的には、毎日の食事でどのように栄養素をバランスよく摂取すればよいかを解説します。

5. 身体機能の維持をサポートするレシピ

- ・たんぱく質を多く含む食材や、筋力維持に効果的な食事メニュー（例：魚、肉、豆類、乳製品）について実習します。

6. 料理実習

- ・高齢者向けのたんぱく質強化レシピや簡単に作れる健康的な食事の調理を行います。例として、肉や魚を使った基本的なメニュー、豆腐や納豆を使ったレシピを紹介します。

7. コミュニティディスカッション

- ・参加者同士で介護予防のための食事実践について話し合う時間を設け、各自の工夫やアイデアを共有します。「どうやって毎日の食事にたんぱく質を取り入れているか」といった具体的なテーマで意見交換します。

8. 具体的な講座内容例

- ・「フレイル予防と栄養管理」ワークショップ

栄養素（特にたんぱく質やビタミンD）に重点を置いた食事法の紹介と、フレイルを予防するための食事改善のアイデアを提供。

- ・自宅で簡単にできる食材の選び方（工夫をした食材の買い方や調理法）も含めます。

- ・「筋力維持に役立つレシピ」講座

たんぱく質を豊富に含む食材を使った、具体的な調理方法やメニュー例を学ぶ。例として、納豆ご飯、鶏肉の野菜蒸し、豆腐バーガーなど。

9. 参加者のフォローアップ

- ・栄養相談の時間

講座後、個別に栄養士と相談できる時間を設け、毎日の食事の中での栄養の取り方について相談します。

- ・レシピ集の配布

・講座で実施したレシピや、介護予防のための食事のポイントをまとめた資料を参加者に配布。S

10. SNS を活用した情報配信

- ・講座の内容を SNS で配信。

参加出来なかった方への情報提供と、継続的に取り組んでいただくことが目標です。

(3) e スポーツを活用した介護予防・認知症予防を推進していきます。

※「カフェかがはら」にて試験的に実施予定。試験導入の結果を基に検討し、規模を拡大して展開していきます。

(e スポーツを活用した認知症予防への取り組み)

1. 脳トレ型ゲームの実施

- ・認知機能を鍛えるためのパズルやクイズを取り入れた e スポーツイベントを開催します。これにより、記憶力や注意力を向上させることを目指します。

2. コミュニケーション促進

- ・e スポーツを通じて他の参加者と意見交換やコミュニケーションを図ることで、社会的なつながりを強化し、孤立感の軽減につなげます。

3. 多様なゲームの導入

- ・認知症予防に役立つとされるゲーム（例：記憶力ゲーム、パターン認識ゲームなど）を選定し、楽しみながら認知機能を刺激します。

(e スポーツを活用した介護予防への取り組み)

1. 身体を動かす e スポーツ

- ・Wii Fit や体を使った VR ゲームなど、身体を動かすことで運動不足を解消し、身体機能の維持を図るプログラムを導入します。

2. 地域イベントとの統合

- ・介護予防のための地域交流イベントに e スポーツを組み込むことで、参加者同士の交流深め、楽しみながら健康づくりを促進します。

3. バリアフリーゲームの活用

- ・高齢者や介護が必要な方でも楽しめるバリアフリーなゲームを選び、誰でも気軽に楽しめるイベントを開催します。

4. 具体的な講座内容

- ・e スポーツ健康講座

地域の専門家を招き、e スポーツを活用して健康を維持する方法についての講座を実施。身体的、精神的な健康を意識した内容を提供します。

- ・地域対抗 e スポーツ大会

地域の高齢者やその家族を巻き込んだ対抗戦を行い、楽しみながら認知症や介護の予防につなげます。これらの取り組みを通じて、eスポーツの楽しさを感じながら認知症予防や介護予防につなげる活動を行っていきます。

(4) 情報の発信

- 1, パンフレットやSNSを通じて、介護予防に関する情報を発信し、自宅でも実施可能な運動や食事の知識などを提供していきます。担当地域周辺は坂が多く、外出困難者も多いため、動画や講座内容はSNSを活用し発信を強化していきます。
- 2, スマホ講座も並行して行い、情報弱者の減少を目指します。

2 地域活動支援

(1) 地域住民主体の運動サークルの支援

- ・地域住民による運動サークルや趣味活動の場を把握し、講師派遣や担い手育成など、持続可能な地域活動を促進し、地域の中で相互に支えるネットワークを形成することを目指します。

(2) 地域コミュニティーの強化

- ・地域住民が気軽に参加できる運動教室や交流イベントを開催し、地域のつながりや高齢者間、世代間の交流を促進し、孤立感を軽減し、地域社会の一体感を育成します。

(3) ボランティア活動の推進

- ・地域住民によるボランティア活動を支援し、地域内での相互支援の文化を育成します。特に担い手不足の問題から、ケアプラザへ介護予防教室の開催や体操講師の派遣依頼が継続的にある事から、講師派遣と同時に担い手育成に取り組んでいきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

1 地域資源の再調査とマッピング

(1) 地域資源リストの作成（インフォーマルリスト・集いの場マップなどの更新）

1, 医療機関の把握

- ・病院、クリニック、訪問医療サービスを含む、地域の医療提供者の情報を整理します。

2, 福祉サービスの把握（ハートページの活用）

- ・介護施設、デイサービス、訪問介護、生活支援サービスなどをリストアップします。

3, ボランティア団体の把握

- ・地域のボランティア団体や、自主的な地域活動グループを調査し、活動内容を把握します。

4, 1～3の情報に加え、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」や「集いの場マップ」都筑区多職種連携協議会で作成した「地域包括マップ」を活用し、社会資源の把握に努めます。

(2) ネットワークの構築

1. 多職種連携協議会への参加

- ・都筑区には医師会を中心とした「多職種連携協議会」が地域包括ケアシステムの推進を行行政や中核的な専門機関（医療、介護、福祉など）の代表者が集まり、情報交換や、問題解決に向けた研修の実施などを行っています。令和6年より幹事として参加しており、地域ケアプラザとしてネットワーク構築の強化に取り組んでいます。

2. 地域単位でネットワーク構築に向け、多職種との調整を行います。

(3) 地域住民が主体の協議体の支援や地域フォーラムなどの開催支援を行います。

1. ニーズの調査（アンケート実施の提案や後方支援）

- ・地域住民を対象としたアンケートを行い、地域住民が抱える課題や求めている支援についてのデータを収集します。

2. 効果的なニーズの調査

- ・協議体参加者のように地域福祉に対し意識が高い担い手の調査だけではなく、サポートが必要な高齢者やその家族の声をしっかりと吸い上げられるように、老人会やサークル活動、地域で開催される事業やイベントに加え、自治会や民児協の協力を得て、より効果的なニーズ調査を実施できるようにサポートを行います。

3. 地域フォーラムの開催

- ・地域住民が気軽に参加できるフォーラムを開催し、意見や要望を直接聞く機会を設けることで、地域のニーズをより正確に把握していきます。

(4) コミュニケーションツールの活用により情報共有の効率化

- ・LINEなどのチャットツールの活用（迅速な情報共有が可能）
- ・ZOOMを活用したオンライン会議の実施（参加のしやすさ）
- ・さまざまなツールを活用して、情報共有の効率化やコミュニケーションの向上によりネットワークの構築に取り組んでいきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 地域包括ケアシステムの推進と地域資源の活用

(1) ご利用者が住み慣れた地域で孤立することなく自分らしい生活が送れるように、多様なサービスとの連携や情報共有に取り組みます。

(2) 地域支援ネットワークの構築（顔の見える関係の構築）

- ・介護支援事業に限らず、民児協や地域福祉団体、地域の医療・福祉サービスとのネットワークを構築し、利用者のニーズに応じた包括的な支援を行います。

(3) 地域資源の活用

- ・地域の福祉サービスやボランティア団体との連携を強化し、ご利用者が地域の資源を活用できるように支援します。

(4) 情報共有と地域活動への促進

- ・ご利用者の状態やニーズに合わせ、地域のイベントや老人会やサークル活動などのサービス

情報をご利用者・ご家族へ提供し、地域の活動に参加できるようにサポートを行います。地域との繋がりを継続することで、社会的な孤立を防ぐことを目指します。

2 積極的に業界団体の研修に参加し、(会議・研修)

- (1) 各種分科会や勉強会へ参加し、他事業所との情報交換を積極的に実施します。
- (2) 研修や業界団体のセミナーに参加し、実践的な知識や技術を学ぶとともに、最新の法律改正や制度に関する知識を学び、柔軟に対応できる事業所運営を行います。

3 公正・中立の確保

ご利用者において、サービス提供事業所を選択においては、ご利用者の意思を尊重し、原則として事業所の一覧を「ハートページ」やパンフレットを使用し、複数の選択肢を提示します。

4 包括支援センターとの連携

包括支援センターが所有している情報を共有することで、ご利用者が住む地域を理解し、様々な地域資源を把握することで、よりご利用者の介護予防や、健康づくりに合わせたプランを作成することが出来ます。特に地域や、地域ケアプラザで開催している事業の情報や、サークル活動、自治会での取り組み、老人会や認知症カフェなど、社会参加を継続することで、コミュニケーションの活性化や交流により認知症や介護予防につなげていきます。

5 オンラインを活用した相談支援

新型コロナウィルスやインフルエンザなどの感染症対策に限らず、LINEやZOOMを活用したオンラインでの面談や情報共有が可能になれば、訪問調査や担当者会議など、日程や参加調整、場所や時間の確保、移動時間の軽減など様々なメリットがあります。しかし、チャットなど常時利用が可能なツールでは、明確なルール（利用方法）を定めないと、逆に負担が増加するため、様々な事態を想定し、早期導入に向けて取り組みます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

* 加賀原地域ケアプラザ、葛が谷地域ケアプラザ、新栄地域ケアプラザのみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【マルチデイサービス】ご利用者のニーズに合わせたデイサービス

1 フレックス制度（3時間以上）

- ・利用者の生活リズムに合わせて柔軟にサービスを提供することで、通所介護への参加ハードルを下げています。これにより、日々の安排が可能となり、利用者がより快適に参加できるようサポートします。

2 多様な趣味活動

- ・趣味や特技を活かせるプログラムを用意しています。手芸や書道、卓球など、興味に合わせた活動を通じて、利用者同士の交流を促進し、心身の健康を支援します。

3 機能が充実したカラオケ機器導入による介護予防体操の実施

- ・目的に合わせた運動プログラムがあらかじめ設定されており、様々なメニューを選択できます。これらを活用し、歌に合わせて楽しく体を動かせる介護予防体操を行っています。歌に合わせて体を動かすことで、リズム感や楽しみを感じつつ、介護予防に努めます。

4 意欲向上・認知予防プログラム「大人の学校」を導入しています。

- ・国語・算数・理科など、授業形式で学ぶ活動を通じて、学ぶことの楽しさや、回想法を取り入れた内容により、認知症予防へつながります。

5 ご利用者状態やニーズ合わせた多様な食形態

- ・普通（通常）食・刻み食・ソフト（軟菜）食・ゼリー食・ミキサー（流動）食など、ご利用者の咀嚼や嚥下状態に合わせた食事形態の提供が可能です。
- ・疾患による制限への対応として、低塩食や低糖質食の提供が可能です。
- ・食事制限やアレルギーに配慮し、個別にニーズに対応したメニューを用意しています。

6 入浴時間の選択

- ・通常は午前中に入浴を行いますが、フレックスでのご利用者の場合、個別で午後入浴を実施しています。人勢での入浴に抵抗がある方や、午後から利用の方など、ご利用者のニーズに合わせた入浴を提供しています。

7 季節イベントの充実

- ・季節ごとにイベントを企画し、季節行事（ひな祭り・七夕・盆踊り・クリスマスなど）を通じて自然とのつながりや文化や伝統を感じていただきます。

8 散髪やお買い物ツアー

- ・高齢や障がいにより在宅生活では困難な、散髪（隔週で予約制）やお買い物ツアー（館内で年2回）を実施。

これらの取り組みを通じて、競争力のある通所介護を実現しています。

ご利用者、ご家族、担当ケアマネジャーの満足度も高く、利用実績も年々増加しており、安心・安全なサービス提供により、長期的に安定したご利用者の獲得に繋がっています。

競争力のあるご利用者のニーズに合わせた通所介護を運営し、地域社会に貢献していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 設備の講師やメンテナンス

- ・開所から26年を迎え、経年劣化による故障や破損、電子機器においては耐用年数の超過や製造メーカーによるメンテナンスの終了や交換部品の廃盤など、早期更新が必要な機器を計画的に更新していきます。

2 地域の課題や高まるニーズに対応した事業の開催

- ・担い手の高齢化により、地域活動が減少していることで、ニーズに合わせたプログラムの実施（研修の実施や講師派遣など）
- ・事業や講座など、担当する全域へ幅広く普及・啓発を行うための人員の確保（現在薬剤師、介護予防指導員・保育士・動画編集担当者を雇用しています。）
- ・情報発信（SNS）の強化のため、動画編集担当者の雇用、動画編集ソフトや機器の導入や更新費用など。

3 人材の確保と育成

- ・人手不足に加え、求人紹介会社の利用拡大により、求人広告での直接的な獲得が困難になり、高額な紹介手数料を想定した人材確保の計画が必須となりました。
- ・紹介会社において特定の職種の紹介は困難な場合の多く、求人広告掲載も並行して取り組む必要があります。
- ・質の高いサービス提供や複雑化する地域のニーズに対応できる職員育成のため、研修や資格所得への支援を行います。

4 駐車場の確保

- ・地域ケアプラザが住宅街にあり、地域住民が利用できる駐車台数が3台のみであるため、社用車用の月極駐車場利用が必要です。

○介護保険事業収益の安定化

- ・ご利用者の満足度向上への取り組みを行い、安定した利用数の確保に努めます。
- ・慢性的なケアマネジャー不足の影響もありますが、個々の能力向上により、担当件数の増加を目指します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

- 1 収支の一部をプログラムの改良や新しいサービスの開発に充てることで、利用者の満足度の向上を図ります。

2 施設設備

- ・業務効率が期待できる機器やシステムの導入など（記録の自動化や利用者管理システムなど）
- ・自主事業運営に必要な機器の導入など（介護予防機器やeスポーツに使用する機器など）

3 地域貢献費用

- ・イベントの開催やワークショップの開催など、地域のコミュニティー強化に役立つ利用

4 緊急事態への備えとして

- ・突発的な修繕費用や予期せぬ出費に備えた確保など

2 コストの最適化

1 エネルギー効率の改善

- ・省エネ設備の導入や節電対策を実施することで、光熱費の削減に努めます。

2 職員の労働時間の効率化

- ・フレックスタイムを導入しており、各自の業務に合わせた出勤が可能です。
このように労働時間の効率化やシフトの見直しや業務の効率化を図ります。

指定管理料提案書
(横浜市加賀原地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	12,412,250円	12,412,250円	12,412,250円	12,412,250円	12,412,250円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費		・eスポーツ普及啓発事業(講師料)・情報使用料、SNS普及啓発事業など	□	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
事務費		・eスポーツ・SNS事業備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費、消耗品、求人広告・人材紹介手数料など	■	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,250,000円	6,250,000円	6,250,000円	6,250,000円	6,250,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/					
施設使用料相当額			/	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円
				うち団体本部経費	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	■	28,094,750円	28,094,750円	28,094,750円	28,094,750円	28,094,750円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費		・介護予防普及・啓発事業費(講師料など)※事業拡大・権利擁護事業拡大(弁護士、司法書士・会計士など講師費用、情報使用料など)	□	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
事務費		・事業備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費、消耗品、求人広告・人材紹介手数料など	■	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円	1,150,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	□	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円	1,630,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/					
合計				32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円
				うち団体本部経費	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	[内訳] 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 (合計額から逆算されることを防ぐため、事業費及び事務費も非公表とします。)				
	賃金水準 スライド対象外	[内訳] 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		地域資源調査費・ボランティア育成事業・(スマホ講座・扱い手育成・講師料)など	□					
事務費		・事業備品購入費、旅費交通費 (ガソリン代)、研修費、通信運搬費、消耗品、求人広告・人材紹介手数料など	■					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円
			うち団体本部経費	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防講座講師料など	□		154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			うち団体本部経費					

収支予算書
(横浜市加賀原地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円	21,645,250円
		地域包括支援 センター運営事業	32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円	32,230,750円
		生活支援 体制整備事業	6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円	6,112,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			60,142,000円	60,142,000円	60,142,000円	60,142,000円	60,142,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,100,000円	16,100,000円	16,100,000円	16,100,000円	16,100,000円
		居宅介護支援事業	17,500,000円	17,550,000円	17,600,000円	17,650,000円	17,700,000円
		通所系 サービス事業	101,550,000円	101,750,000円	101,950,000円	102,150,000円	102,350,000円
			135,150,000円	135,400,000円	135,650,000円	135,900,000円	136,150,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			195,292,000円	195,542,000円	195,792,000円	196,042,000円	196,292,000円
支出	内訳	人件費	126,500,000円	127,700,000円	128,900,000円	130,100,000円	131,500,000円
		事業費	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円
		事務費	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円
		管理費	14,200,000円	14,300,000円	14,400,000円	14,500,000円	14,600,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			180,200,000円	181,500,000円	182,800,000円	184,100,000円	185,600,000円
	うち団体本部経費		4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円	4,800,000円
収支			15,092,000円	14,042,000円	12,992,000円	11,942,000円	10,692,000円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市加賀原地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
②	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	7.0000人	7.0000人	7.0000人	7.0000人	7.0000人
③	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価	0円	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

・地域ケアプラザ運営事業臨時雇用①週2日程度(6時間勤務)を4名雇用。②週1から2日程度(4時間)を7名雇用、不定期(事業依頼時)4名(薬剤師・保育士・介護予防指導員など)現在雇用していますが、地域支援の充実に向け、増員を予定しています。
・包括支援センター運営業務において、地域事業所のケアマネ不足により委託が困難になっているため、介護予防プランナーの増員が必要です。現在1名雇用していますが、今後も随時募集していきます。

団体の概要

(令和7年1月20日現在)

(ふりがな) 団体名	(しやかいふくしほうじん なかがわとくしょかい) 社会福祉法人 中川徳生会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒224-0029 神奈川県横浜市都筑区南山田 2-39-35 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)
設立年月日	平成6年3月11日
沿革	平成6年3月 社会福祉法人 中川徳生会 設立 平成6年11月 特別養護老人ホーム中川の里 開始 平成10年11月 横浜市加賀原地域ケアプラザ 受託 平成12年3月 特別養護老人ホーム都筑の里 開始 平成17年4月 特別養護老人ホームビオラ三保 開始 平成17年11月 特別養護老人ホームビオラ川崎 開始 平成20年9月 特別養護老人ホームビオラ市ヶ尾 開始 平成20年11月 ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ 受託 平成23年2月 地域包括支援センタービオラ宮崎 受託 平成23年4月 地域包括支援センターこだなか 受託 平成23年12月 訪問看護カリヨン市ヶ尾在宅サービスステーション（現エヌアイ 在宅サービスステーション）開始 平成24年10月 定期巡回・随時対応訪問介護・看護事業 開始 令和元年12月 訪問介護・夜間対応型訪問介護事業 開始
事業内容等	社会福祉事業 (1)第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム (2)第二種社会福祉事業 老人デイサービス、老人短期入所事業、老人介護支援センター、老人居宅介護支援 事業 公益事業 (1)居宅介護支援事業 (2)地域包括支援センター事業 (3)地域ケアプラザにおける地域活動・交流事業 (4)訪問看護事業 (5)介護予防の訪問看護事業 (6)訪問リハビリテーション事業 (7)介護予防訪問リハビリテーション事業 (8)生活援助員派遣事業 (9)生活支援サービス見守り事業 収益事業

	(1)駐車場運営事業 (2)不動産運営事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	4,042,778,178	3,974,351,697	4,408,875,209
	総支出	3,777,355,353	3,720,701,976	4,146,296,332
	当期収支差額	265,422,825	253,649,721	262,578,877
	次期繰越収支差額	2,384,639,031	2,638,288,752	2,900,867,629
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項				